

原子力発電施設立地地域共生交付金
交付規則第3条第3項の規定に基づく
地 域 振 興 計 画

平成31年4月

北海道

目 次

はじめに

I 計画の必要性

1 事業地域	1
2 泊発電所の運転状況	2
3 北海道並びに事業地域の特性	2
4 地域振興計画の必要性及び同計画に掲げる事業が原子力発電施設の 長期的な運転の円滑化に資する理由	10

II 地域振興計画全体の内容

1 計画の概要	12
2 全体スケジュール及び事業費	16
3 地域振興計画に対する事業地域の住民の要望及び意見	17
4 地域振興計画の事業地域の住民への公開及び周知方法	17
5 地域振興計画の期待される効果	17

III 個別事業の内容

【活力ある地域づくり】

1 産業の振興	
（1）漁業振興施設整備事業	19
（2）豊かな海の森づくりモデル構築事業	24
（3）岩宇まちづくり連携支援事業	28
（4）都市公園（含翠園）改修事業	34
2 人材の育成	
（1）岩宇まちづくり連携支援事業 ※再掲	39
（2）岩内地域人材開発センター大規模改修事業 ※再掲	39

【安全・安心な地域づくり】

1 防災対策の強化	
（1）道道茅沼鉦山泊線局部改良事業	40
（2）道道岩内蘭越線道路局部改良事業	43
（3）道道岩内洞爺線ほか道路局部改良事業	46
（4）岩内町道整備事業	49
（5）堀株川ほか河川改修事業	52
（6）玉川河川改修事業	55
（7）防災行政無線施設整備事業	57
2 行政サービスの充実に向けた基盤の整備	
（1）岩内町民体育館大規模改修事業	60
（2）岩内地域人材開発センター大規模改修事業	63
（3）都市公園（含翠園）改修事業 ※再掲	65
（4）簡易水道施設更新事業	66
（5）神恵内保育所等複合施設整備事業	70

【はじめに】

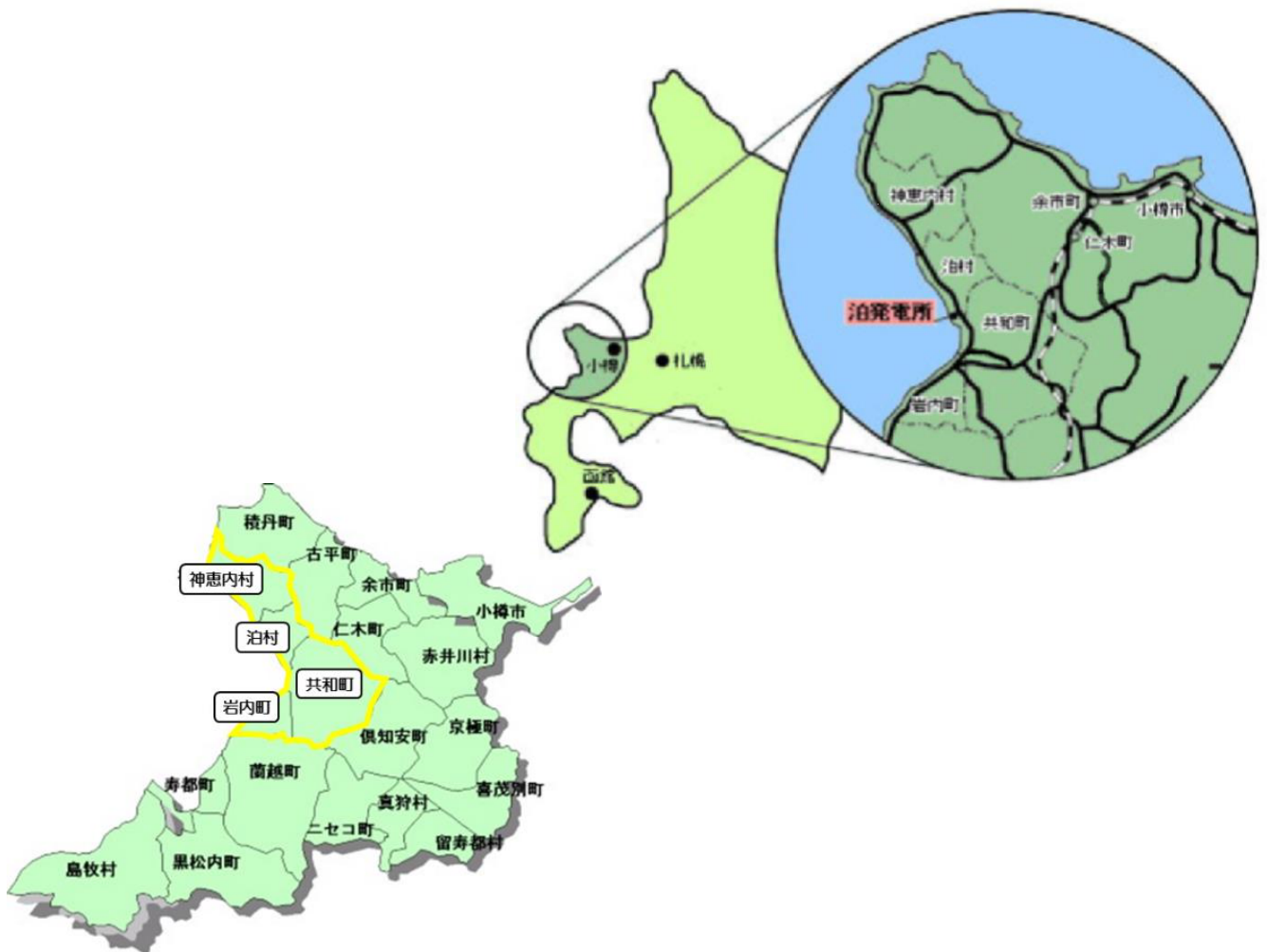
本計画は、原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則（以下「交付規則」という。）第3条第3項に定める地域振興計画として策定するものであって、北海道並びに泊村、共和町、岩内町及び神恵内村がそれぞれ主体となって取り組む、交付規則第3条第1項第1号、第3号及び第4号に該当する事業に関する計画であり、未来につながる地域づくりを目指して事業を行うものである。

I 計画の必要性

1 事業地域

北海道電力株式会社泊発電所（以下「泊発電所」という。）は、北海道の日本海側、後志管内泊村の海岸部に位置し、敷地面積は約135万㎡となっている。

泊発電所1号機の運転開始当時の所在地は泊村で、隣接町村が共和町、岩内町及び神恵内村であり、現在も状況が変わっていないことから、当該計画による交付規則第2条第2項に定める事業地域は、泊村、共和町、岩内町及び神恵内村とした。



2 泊発電所の運転状況

泊発電所においては、1号機が平成元年6月から、2号機が平成3年4月から、3号機が平成21年12月から営業運転が進められてきたが、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の反省や国内外からの指摘を踏まえ策定された新規制基準への適合性の審査を受けるため、平成25年7月に原子力規制委員会に原子炉設置変更許可等の申請を行っており、平成23年4月から1号機が、同年8月から2号機が、平成24年5月から3号機が定期検査に入って以降、営業運転を停止している。

<泊発電所の状況>

区分	原子炉形式	出力	設置許可 年月日	着工 年月日	運転 年月日
1号機	軽水減速軽水 冷却加圧水型 (PWR)	57.9万kw	S59. 6. 14	S59. 8. 30	H元. 6. 22
2号機		57.9万kw	S59. 6. 14	S59. 8. 30	H 3. 4. 12
3号機		91.2万kw	H15. 7. 2	H15. 11. 21	H21. 12. 22

3 北海道並びに事業地域の特性

(1) 地勢

ア 北海道及び事業地域の地勢

本道は、日本列島の最北に位置し、本島と508の島で構成されており、面積は83,424km²(平成29年10月1日現在)で国土の約22.1%を占め、都道府県の中では最も広く、東京都の38.1倍、オーストリア1国の面積に匹敵する。

山地が全体のほぼ半分を占めるが、全国と比較すると山地や傾斜地が少なく、なだらかな土地が多いのが特徴で、ほぼ中央部を北から南へ、天塩山地、北見山地、石狩山地、日高山脈が走っており、最高峰の旭岳(2,291m)を中心とする大雪山系は「北海道の屋根」と呼ばれている。道内各地には、石狩平野をはじめ、十勝平野、天塩平野、名寄盆地、上川盆地、富良野盆地などの平野が広がり、釧路湿原やサロベツ原野など、日本を代表する湿原もある。

河川の数は、14,800あまりで、道が実施している常時監視結果においては概ね良好な水質を維持するとともに、環境省がまとめる全国の水質測定結果(BOD)ランキングにおいても、これまで多数の水域が上位に選出されている。

千島火山帯と那須火山帯に属しているため、美しいカルデラ湖が多く、日本一大きい「屈斜路湖」、透明度の高い「摩周湖」、マリモが生育している「阿寒湖」などが有名である。

周囲は、太平洋、日本海、オホーツク海の3つの海に囲まれており、対馬海流とリマン海流、日本海流と千島海流がそれぞれ交差しているため、世界有数の漁場となっている。

泊発電所が立地する泊村及び隣接する共和町、岩内町及び神恵内村は、本道の南西部に位置する積丹半島を囲む後志地域に属し、これら4か町村全体の地域は、岩内郡(岩内町・共和町)と古宇郡(泊村・神恵内村)から由来した「岩宇地域」と呼ばれている。

泊村は、積丹半島の南西に位置し、東西に11.8km、南北に14.6km、面積は82.28km²で、海沿いに走る国道229号を中心として、細長く五つの地区が形成されている。日本海と山々に囲まれた美しい景観を誇り、この自然が織りなす四季折々の移り変わりは、訪れる多くの人々を魅了している。

共和町は、積丹半島の基部に位置し、東西に20km、南北に23km、面積は304.91km²で、「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」を有する自然と住みやすい気候に恵まれている。

岩内町は、積丹半島の付け根に位置し、東西に12.8km、南北に9.9km、面積は70.6km²で、

北は岩内湾を介して積丹半島を眺望し、西は日本海を臨んでいる。南は岩内岳やニセコ連峰の山並みが連なり、東は共和町と一体的な岩内平野を擁し、丘陵部は農業・観光ゾーンが形成され、また、海岸沿いの国道 229 号等を軸に市街地が形成されている。

神恵内村は、積丹半島の西岸に位置し、東西に 13.7 km、南北に 39.3 km、面積は 147.71 km² で、夏になると半島を含む海は「シャコタン・ブルー」と呼ばれる紺碧に輝きを放つ。「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」に指定されている海食崖が連なる急峻な海岸地形は「秘境」と呼ぶにふさわしく、地域固有の貴重な景観資源となっている。

イ 相次ぐ自然災害

近年、全国的に地震や豪雨などの自然災害による被害が多数発生しているが、本道においても例外ではない。

平成 5 年に発生した北海道南西沖地震では、震源に近い奥尻町に津波が押し寄せ、多数の死者・行方不明者等の人的被害、家屋被害、道路の損壊、港湾・漁港被害、船舶被害が出たほか、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災でも、津波による死者、浸水等の住宅被害が出た。

平成 25 年 3 月に発生した暴風雪では、雪に道路がふさがれた車が立ち往生したために死者が出たほか、大しけによりオホーツク海のホタテの漁場に被害が出た。平成 28 年 8 月に本道を襲った台風第 7 号、第 11 号、第 9 号では大雨や強風により、十勝地域などで道路や線路が損壊し交通網が遮断され、基幹産業である農業にも甚大な被害が発生した。

平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震では、震源に近い胆振管内の厚真町の広い範囲で土砂崩れが発生し、死者が出たほか、札幌市では液状化現象が発生し、道路・住宅に被害が出た。加えて、この地震により北海道内全ての火力発電所が緊急停止し、その影響で道内全域約 295 万戸が停電し、製造業も停電の影響で操業を停止、鉄道、バスなど交通機関は運行を休止するなどしたため、物流が麻痺するなど、道民生活に多大な影響が出た。

岩宇地域においては、これまで死者が出るといった大きな被害には見舞われていないが、相次ぐ暴風雪や台風などによる災害を軽減するため、道路、河川の本来の機能が常に発揮されるような適切な整備や、災害時の住民への情報伝達といった、自然災害のリスクに対する備えの必要性が年々高まっている。

ウ 社会基盤の整備

日本における社会資本ストックは、高度経済成長期に集中的に整備され、今後建設後 50 年以上を経過する施設の割合は加速度的に高くなっており、老朽化していく施設を計画的に維持・管理・更新する必要がある。本道においても、平成 27 年段階で 20 年後に建設後 50 年を経過施設の割合が非常に高くなることから、「北海道インフラ長寿化計画（行動計画）」を策定し、社会資本の計画的な長寿命化に向けた取組を実施している。

岩宇地域の各町村のインフラについても、老朽化が進行しており、将来にわたって地域住民の生活を支えるために施設の長寿命化や、災害に強い施設にするための耐震改修などへの措置が課題となっている。

<平成 27 年段階における北海道所管施設の状況>

主な施設	施設数	建設後50年経過施設の割合		
		現在	10年後	20年後
道路橋梁(2m以上)	5,292 橋	6%	27%	51%
下水道管路等	358 km	0%	0%	35%
樋門など河川管理施設	5,223 基	1%	10%	41%
農地防災(海岸保全施設)	40 箇所	3%	44%	53%
漁港	282 箇所	82%	88%	97%
学校施設	267 校	1%	4%	42%

※北海道「北海道インフラ長寿命化計画」(行動計画)

(2) 人口

ア 人口

国勢調査の結果によると、国の人口は平成 22 年をピークに減少を始め、本道の人口は平成 7 年をピークに減少に転じており、平成 17 年から死亡数が出生数を上回る自然減が始まっている。岩宇地域の人口は、本道の人口減少率を大幅に上回っている。

<人口の推移>

(単位:人)

年度 区分	平成 2 年度	平成 7 年度	平成 1 2 年度	平成 1 7 年度	平成 2 2 年度	平成 2 7 年度	平成 2 - 2 7 年度比 (%)
北海道	5,643,647	5,692,321	5,683,062	5,627,737	5,506,419	5,381,733	▲4.64
泊村	2,376	2,128	2,040	2,185	1,883	1,763	▲25.80
共和町	7,691	7,430	7,249	7,112	6,428	6,233	▲18.96
岩内町	19,372	17,895	16,726	15,744	14,451	13,041	▲32.68
神恵内村	1,596	1,481	1,325	1,319	1,122	1,004	▲37.09
全国	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352	127,094,745	2.82

※総務省「国勢調査」

イ 少子化

また、少子化の傾向も顕著となっており、平成 28 年の本道の合計特殊出生率(女性が一生の間に生む子どもの数)は全国平均を下回るとともに、都道府県別では下から 2 番目と低い水準となっている。岩宇地域の合計特殊出生率は、国や道を上回っているものの、人口置換水準の 2.07 には及ばない。

<合計特殊出生率> (北海道・全国)

(単位：人)

年度 区分	平成元年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成28年度
北海道	1.41	1.33	1.26	1.20	1.20	1.28	1.29
全国	1.57	1.46	1.38	1.29	1.37	1.43	1.44

※厚生労働省「人口動態統計」

<合計特殊出生率> (岩宇4か町村)

(単位：人)

年度 区分	昭和63～ 平成4年度	平成5～ 9年度	平成10～ 14年度	平成15～ 19年度	平成20～ 24年度	—	—
泊村	1.58	1.45	1.49	1.51	1.58	—	—
共和町	1.78	1.71	1.79	1.58	1.81	—	—
岩内町	1.68	1.51	1.35	1.37	1.59	—	—
神恵内村	1.34	1.18	1.24	1.45	1.38	—	—

※厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

ウ 高齢化

高齢化について、本道の高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は30%にせまっております。岩宇地域においては4か町村とも30%を超え、中には40%を超えているところも見られ、高齢化が他の地域よりも進んでいる。

<高齢化率>

(単位：%)

年度 区分	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成29年 1月1日現在※
北海道	12.0	14.8	18.2	21.4	24.7	29.1	29.7
泊村	27.6	32.8	35.6	31.9	32.4	35.3	37.7
共和町	16.7	19.7	22.2	24.5	27.7	29.3	31.3
岩内町	14.2	18.2	22.1	26.4	30.3	33.9	34.5
神恵内村	22.7	31.1	38.0	39.0	43.1	45.6	41.7
国	12.1	14.6	17.4	20.2	23.0	26.2	—

※平成2年度～平成27年度：国勢調査 ※総務省「住民基本台帳」

(3) 経済概況と最近の動き

ア 概況

我が国全体の経済においては、平成3年にバブル景気が崩壊し、昭和48年から続いてきた安定成長期は終わり、低成長期へと突入した。平成9年には、「アジア通貨危機」が起こり、日本においても金融機関の経営破綻が相次いだ。平成14年から景気拡大期間が継続していたが、平成20年のリーマン・ショックにより景気は後退期に入り、平成23年に発生した東日本大震災により、経済のみならず政治的・社会的にも甚大なダメージを受けた。

本道では、平成9年に本道唯一の都市銀行であった(株)北海道拓殖銀行が経営破綻するとともに、同銀行をメインバンクとしていた道内企業も連鎖破綻し、北海道経済全体にも大きな打撃を与えた。近年では、北海道新幹線の開業、インバウンド観光の急増、JR北海道の路線見直しという動きがある。また、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震の道内経済に及ぼす影響が懸念される。

イ 最近の動き

近年、来日する外国人旅行者は急速に増加しており、平成 28 年度は 2,400 万人となっており、国では平成 32 年には訪日外国人旅行者数が 4,000 万人となるよう新たな観光ビジョンを策定するなどして、環境整備などを加速化している。

本道においても、外国人観光客数が著しい伸びを見せており、平成 28 年度は過去最高の 230 万人となっており、道では観光の振興に向けた基本計画として「北海道観光のくにつくり行動計画」を策定し、平成 32 年には来道外国人観光客を 500 万人にすることを目指している。

特に、岩宇地域に隣接している後志管内のニセコエリア（ニセコ町、倶知安町）は、平成 12 年頃オーストラリアの旅行会社によるスキー観光の送客をきっかけに最高の雪質が評判を呼び、オーストラリアを中心として外国人観光客が増加し続けており、平成 29 年度の外国人宿泊客延数は約 65 万人で、前年度（約 56 万人）に引き続き過去最高を更新している。更に、近年では香港、中国、シンガポール、台湾などのアジアの国々が増加している。

一方、岩宇地域では平成 29 年度の外国人宿泊客延数が、岩内町 337 人、神恵内村 19 人、共和町 0 人、泊村 0 人に止まっており、ニセコエリアのインバウンドの大きな流れを好機と捉え、岩宇地域への交流拡大を図るべく、地域の秘めた資源や新たな魅力を再発見し観光振興に繋げていくことが課題となっている。

<北海道観光入込客数の推移>

(単位：万人)

年度 区分	平成 9 年度	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 28 年度	平成 9 - 28 年度比 (%)
道内容	4,254	4,304	4,079	4,630	4,642	9.12
道外客	584	606	559	565	594	1.71
外国人	12	29	69	115	230	1,816.67
合計	4,850	4,939	4,707	5,310	5,466	12.70

※北海道「北海道入込客数報告書」（平成 9 年度から調査方法を変更）

また、北海道新幹線が、2016 年（平成 28 年）3 月に新青森駅から新函館北斗駅間で開業し、新函館北斗駅から札幌駅間の開業は 2030 年度末の見込みとなっている。新幹線は後志地域を通過することとなっており、倶知安町と小樽市に新駅が開業される予定であるが、交通利便性の向上はもとより、観光面への入込客数の増加などの波及効果が期待される。

加えて、高速自動車道では、小樽市までであった北海道横断自動車道が平成 30 年 12 月に余市町まで延伸され、この先、余市町、共和町を經由して倶知安町まで開通する予定で、新幹線と同様に交通利便性の向上や、観光入込客数の増加などの波及効果が期待される。

ウ 基幹産業の動向

道内総生産の産業別構成比を見ると、豊富な農林水産資源を持つことから、全国に比べ第1次産業のウエイトが高く、また、観光に関し、豊かな自然・農林水産物、多くの観光資源を有していることから、観光産業を含む第3次産業のウエイトも全国に比べ高くなっている。平成18年度と27年度を比較すると、第1次産業が0.5ポイント増、第2次産業が1ポイント減、第3次産業が0.1ポイント増となっている。

<道内・国内総生産における産業構成比>

(単位: 億円、%)

項目	年度	平成18年度		平成20年度		平成25年度		平成27年度	
		総生産	構成比	総生産	構成比	総生産	構成比	総生産	構成比
北海道	第1次産業	7,246	3.8	6,855	3.7	7,221	4.0	8,238	4.3
	農業	5,251	2.7	4,864	2.6	5,200	2.9	6,036	3.2
	林業	164	0.1	209	0.1	243	0.1	242	0.1
	水産業	1,831	1.0	1,782	1.0	1,778	1.0	1,960	1.0
	第2次産業	35,656	18.5	31,245	17.0	30,324	16.7	33,118	17.5
	第3次産業	148,804	77.3	144,641	78.7	142,365	78.6	146,693	77.4
国	第1次産業	57,656	1.1	55,113	1.1	55,560	1.1	56,175	1.1
	農業	48,086	0.9	45,527	0.9	47,086	0.9	46,707	0.9
	林業	1,608	0.0	1,939	0.0	2,006	0.0	2,110	0.0
	水産業	7,962	0.2	7,647	0.1	6,469	0.1	7,358	0.1
	第2次産業	1,434,403	27.2	1,383,479	26.6	1,248,882	24.8	1,377,731	26.0
	第3次産業	3,776,738	71.7	3,768,565	72.1	3,727,314	73.5	3,871,546	72.0

※道内総生産：北海道「平成27年度道民経済計算確報」（平成18年度から調査方法を変更）

※国内総生産：総務省「平成27年度国民経済計算年報」※暦年

第1次産業に関し、農業について、平成29年度の北海道の耕地面積は約114万5,000haで、全国の耕地面積（約444万4,000ha）の4分の1を占めており、農家1戸あたりの耕地面積は28.2haと全国平均（2.9ha）の9.7倍となっている。農業戸数（販売農家）は3万6,000戸で、全国の3.0%だが、主業農家率は71.9%と全国平均の31.7%を大きく上回っており、専門的な農家により大規模で生産性の高い土地利用型農業を展開している。平成28年の農業算出額は1兆2,115億円と全国（9兆2,025億円）の13.2%を占め、日本最大の食料供給地域として重要な役割を果たしている。

岩宇地域において、農業を基幹産業としている共和町は（平成27年度国勢調査産業別就業者数構成比 全道：5.7% 共和村：26.2%）、古くから米どころとして栄え、近年は、道内有数の出荷量を誇る「らいでんすいか」や、厳しい品質管理で信頼される「らいでんメロン」などの「らいでん」ブランドを掲げ、高い評価を受けている。

<北海道農業算出額>

(単位: 億円)

項目	年	平成元年	平成10年	平成20年	平成28年	平成元－28年比(%)
総生産(金額)		11,086	11,002	10,251	12,115	9.3

※農林水産省「生産農業所得統計」

また、水産業について、北海道は日本海、太平洋、オホーツク海と特性の異なる3つの海に囲まれ、全国の12.5%にあたる4,461km（北方領土を含む。国土交通省「2016年度海岸統計」）の海岸線を有し、総じて好漁場となっており、漁業や水産加工場を中心とした、水産都市や漁村が海岸線に沿って形成されている。平成28年の水産加工業の出荷額は6,939億円（全国33,991億円、20.4%）で、海面漁業・養殖業総生産は86万トン（全国429.6万トン、20.0%）と都道府県別で第1位の生産規模となっており、本道の基幹産業であることに代わりはないものの、漁業生産は平成元年に比べると著しく減少している。

岩宇地域では水産業が基幹産業の一つであるが、漁業者の減少や高齢化に加え、海水温の上昇や磯焼けなどの海洋環境の変化により、漁獲量が減少しており、全道における減少率を上回っている。地域の代表的な魚種であるサクラマスは、特に獲れる魚種が少なくなる春期の貴重な漁業資源となっており、将来的な資源の増大が期待されている。また、沿岸域のコンブなどで形成される藻場は、魚類の生息場所としてはもとより、ウニなどの餌料としての役割を果たしているが、神恵内村の藻場は昭和63年には水深4.5mまでコンブが繁茂していたが、平成26年には水深1.5mまで後退するなど、磯焼けにより藻場が縮小し漁獲量が減少していることから、藻場機能の回復が必要である。

今後、厳しい経営環境に置かれている岩宇地域を含む日本海地域においては、水産資源の回復・増大や水域環境の保全を図るとともに、増養殖を柱とした新たな生産体制づくりが課題である。

<北海道海面漁業・養殖業総生産>

（単位：万トン）

年 項目	平成元年	平成10年	平成20年	平成28年	平成元－ 28年比(%)
総生産(数量)	271	156	133	86	▲68.3

※北海道「平成29年度 水産業・漁村の動向等に関する年次報告」

<海域別漁協組合員1人当生産額（平成28年）>

（単位：万円）

海域	日本海	太平洋	オホーツク海	全道平均
生産額	1,131	1,788	4,343	1,897

※北海道「北海道水産業・漁村のすがた」

<岩宇地域（共和町除く）漁獲量・漁獲金額>

（単位：トン、千円）

区分	年	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成28年	平成元－ 28年比(%)
泊村	数量	4,328	1,630	1,997	2,328	2,153	855	1,117	▲74.2
	金額	959,412	456,669	647,174	570,055	606,266	362,147	458,469	▲52.2
岩内町	数量	10,847	3,266	3,289	6,470	6,498	1,486	1,502	▲86.2
	金額	2,262,056	1,078,267	836,343	1,203,179	1,148,386	493,093	782,334	▲65.4
神恵内村	数量	2,077	1,112	1,780	1,878	1,524	742	692	▲66.7
	金額	613,680	336,660	421,232	372,024	337,218	324,459	300,977	▲51.0
合計	数量	17,252	6,008	7,066	10,676	10,175	3,083	3,311	▲80.8
	金額	3,835,148	1,871,596	1,904,749	2,145,258	2,091,870	1,179,699	1,541,780	▲59.8

※北海道「後志管内水産統計資料」

<サクラマス漁獲の推移>

(単位：トン、万円)

区分	年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成19-28年比(%)
		全道	数量	1,077	911	999	934	1,116	608	966	571	449
	金額	545,543	481,082	464,760	404,500	546,500	344,730	428,808	322,038	347,308	516,925	▲5.2
日本海海域	数量	412	402	337	360	397	174	349	190	100	309	▲25.0
	金額	293,197	269,863	213,322	189,332	240,004	137,151	196,244	137,507	98,730	203,266	▲30.1
後志地域	数量	102	134	83	64	102	51	92	33	22	77	▲24.5
	金額	88,405	97,382	62,752	40,934	66,551	42,233	52,229	24,769	23,460	52,918	▲40.1

※北海道「北海道水産現勢」

<ウニ漁獲の推移>

(単位：トン、万円)

区分	年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成19-28年比(%)
		全道	数量	855	842	835	755	796	795	705	673	696
	金額	762,252	749,495	683,577	611,421	634,098	675,415	688,680	756,396	795,627	834,161	9.4
日本海海域	数量	523	532	514	462	481	496	394	380	400	368	▲29.6
	金額	424,260	429,062	371,221	334,970	351,295	378,372	358,109	395,094	428,894	444,582	4.8
後志地域	数量	115	121	95	73	87	82	66	68	51	58	▲49.6
	金額	116,700	114,098	89,563	70,217	73,910	79,439	74,780	86,032	70,066	77,029	▲34.0

※北海道「北海道水産現勢」

第3次産業に関し、本道における平成9年度から28年度までの観光入込客数の状況を見ると、全体的に増加していることがわかるとともに、外国人観光客数が著しい伸びを見せており、平成27年度には過去最高(5,477万人)を記録している。

また、岩宇地域を含む後志地域は、優れた景観、豊富な湧出量を誇る温泉、新鮮な山海の幸など多くの観光資源に恵まれているとともに、近年、ニセコエリアがその雪質の良さからスキーリゾートとして世界的評価が上がり、オーストラリアをはじめとして、アジアからの観光客が急増している。

<訪日外国人宿泊客数>

(単位：人)

区分	年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成20-29年度比(%)
		全道	宿泊客数	1,732,167	2,920,129	3,765,767	4,916,573	5,182,933
	宿泊客延数	2,088,309	3,688,458	4,701,028	6,161,361	6,351,883	7,571,989	262.6
後志地域	宿泊客数	134,616	268,725	338,793	441,537	485,010	585,374	334.8
	宿泊客延数	284,179	585,653	695,529	883,564	900,318	1,080,316	280.2
2町計	宿泊客数	50,562	111,373	147,325	195,859	223,711	277,161	448.2
	宿泊客延数	167,992	336,584	440,321	568,161	558,797	652,190	288.2
ニセコ町	宿泊客数	25,992	72,632	85,516	92,564	107,532	134,304	416.7
	宿泊客延数	28,909	108,239	148,335	177,012	204,494	218,505	655.8
倶知安町	宿泊客数	24,570	38,741	61,809	103,295	116,179	142,857	481.4
	宿泊客延数	139,083	228,345	291,986	391,149	354,303	433,685	211.8

※北海道「訪日外国人宿泊客数」

4 地域振興計画の必要性及び同計画に掲げる事業が原子力発電施設の長期的な運転の円滑化に資する理由

泊発電所は、平成元年に1号機の運転が開始して以降、30年間にわたりエネルギーの安定供給を通じて北海道の暮らしと経済を支えてきた。立地村である泊村、隣接町村である共和町、岩内町、神恵内村からなる岩宇4か町村が今後とも発展していくためには、社会経済の成長や安全・安心な生活の確保が不可欠であるが、当該地域は次のような課題に直面しており、これらを何としても乗り越えていかなければならない。

- ① 岩宇地域の基幹産業である水産業においては、海水温の変化や磯焼けなどの影響が深刻で、平成元年と平成28年の漁獲量、漁獲金額を比較すると、漁獲量で約80%、漁獲金額で約60%のマイナスとなっており、その衰退が著しい。水産業の再興は喫緊の課題である。
- ② 当該地域は、人口減少と高齢化が急速に進行し、経済規模の縮小が止まらない。交流人口を着実に拡大させ、足下から地域経済を好転させるためには、岩宇地域に隣接するニセコエリア（ニセコ町、倶知安町）の消費志向が旺盛な長期滞在型の外国人観光客の急増を好機と捉え、その動きを確実に取り込むことが必要である。
また、外国人を地域に受け入れるためには、外国人も日本人も分け隔てなくおもてなしできる地域の人々の素地の醸成が大切である。
- ③ ここ数年の度重なる大雨や暴風雪、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震などの自然災害や全道域が停電となるブラックアウトの発生により、災害時における情報の伝達手段や避難経路の確保、河川の氾濫防止策など防災に対する取組への住民の関心が高まる中、各種インフラ整備等を通じ、災害に強いまちづくりを進める必要がある。
- ④ 主に1950年代から1970年代にかけて人口のピークを迎えたこの地域では、これまで整備してきた道路などの社会基盤や公共施設の老朽化が進んでおり、行政サービスに大きな支障が生じる前に、防災や行政サービス向上の観点も考慮してその整備に取り組むことが必要である。

このような地域の課題や特性を踏まえ、道と岩宇4か町村が連携して、地域の将来に繋がる産業の振興や人材の育成に取り組むことで活力ある地域づくりを目指すとともに、日々の生活を支える社会基盤や公共施設の整備を通じて安全・安心な地域づくりに取り組んでいくために地域振興計画を策定するものである。

泊発電所の立地、稼働に際しては、長い時間をかけて丁寧な取組を積み重ねて、地域住民からの信頼を得てきたところである。

地域振興計画に基づき共生交付金を用いて実施する事業の選定に際しては、地域住民からの要望を踏まえて、道と岩宇4か町村が十分な検討を行った上で、活力ある地域づくりや安全・安心な地域づくりに資する事業を行うこととしており、事業の実施にあたっては地域住民に対しそのことの十分な周知を行う。

未来につながる地域づくりを目指して

活力ある地域づくり		
1 産業の振興	漁業振興施設整備事業	
	豊かな海の森づくりモデル構築事業	
	岩宇まちづくり連携支援事業	
	都市公園（含翠園）改修事業	
	2 人材の育成	
	岩宇まちづくり連携支援事業 ※再掲	
岩内地域人材開発センター大規模改修事業 ※再掲		
安全・安心な地域づくり		
1 防災対策の強化	道道茅沼鉦山泊線道路局部改良事業	
	道道岩内蘭越線道路局部改良事業	
	道道岩内洞爺線ほか道路局部改良事業	
	岩内町道整備事業	
	堀株川ほか河川改修事業	
	玉川河川改修事業	
	防災行政無線施設整備事業	
	2 行政サービスの充実に向けた基盤の整備	
	岩内町民体育館大規模改修事業	
	岩内地域人材開発センター大規模改修事業	
	都市公園（含翠園）改修事業 ※再掲	
	簡易水道施設更新事業	
	神恵内保育所等複合施設整備事業	

II 地域振興計画全体の内容

1 計画の概要

事業名【事業主体】	概要
活力ある地域づくり	
産業の振興	
漁業振興施設整備事業 【北海道】 （ 交付規則第三条第一項 第四号の措置 ）	<p>地域の魅力のひとつであり、地域を支える産業のひとつである漁業においては、漁業者の減少・高齢化など非常に厳しい状況にあり、漁業の経営安定に向けた取組が必要となっている。育った河川に成魚となって戻るサクラマスは、水揚げ量に年変動があるものの、3～6月に来遊し、岩宇地域を含む日本海海域における春の貴重な漁業資源となっている。</p> <p>そのため、サクラマスのスマルト幼魚の生産に必要な飼育池や取水施設などのサクラマス幼魚生産施設を整備する。</p>
豊かな海の森づくりモデル構築事業 【北海道】 （ 交付規則第三条第一項 第四号の措置 ）	<p>地域の魅力のひとつであり、地域を支える産業のひとつである漁業においては、漁業者の減少・高齢化など非常に厳しい状況にあり、漁業の経営安定に向けた取組が必要となっている。また、コンブ等で形成される藻場は、魚類の生息場所や餌料として重要な役割を果たしているが、磯焼けにより藻場が縮小し、漁獲量が減少している。</p> <p>そのため、適切な漁場管理と藻場造成のモデル手法を確立し、藻場再生を地域に普及させる。</p>
岩宇まちづくり連携支援事業 【北海道】 （ 交付規則第三条第一項 第四号の措置 ）	<p>隣接するニセコエリアにおけるインバウンドの急増を背景に、ニセコエリアを訪れる外国人観光客を岩宇地域に呼び込むなどの広域観光への取組と国際感覚やコミュニケーション能力を備えた人材の育成が必要となっている。</p> <p>そのため、外国人を対象とした観光モニターツアーの実施、観光PR動画の作成、DMOの設立に向けた専門研修や岩宇地域の小学生とニセコエリアに居住の外国人の子どもを対象として、外国人インストラクターによる夏、冬のアクティビティー体験を通じての交流などを実施する。</p>
都市公園（含翠園）改修事業 【岩内町】 （ 交付規則第三条第一項 第四号の措置 ）	<p>平成27年に都市公園として登録された含翠園は、明治33年に造園された極めて価値のある風致公園であり、地域住民の憩いの場や訪日外国人観光客と地域住民の交流の場となる可能性を秘めているが、老朽化が著しいことから施設の保全・整備として、塀の改修、雑木処理、池の整備、トイレ・休憩場の新設、付属建物の復元改修を行う。</p>

事業名【事業主体】	概要
人材の育成	
岩宇まちづくり連携支援事業 【北海道】 ※再掲 （ 交付規則第三条第一項 第四号の措置 ）	隣接するニセコエリアにおけるインバウンドの急増を背景に、ニセコエリアを訪れる外国人観光客を岩宇地域に呼び込むなどの広域観光への取組と国際感覚やコミュニケーション能力を備えた人材の育成が必要となっている。 そのため、外国人を対象とした観光モニターツアーの実施、観光PR動画の作成、DMOの設立に向けた専門研修や岩宇地域の小学生とニセコエリアに居住の外国人の子どもを対象として、外国人インストラクターによる夏、冬のアクティビティー体験を通じての交流などを実施する。
岩内地域人材開発センター大規模改修事業 【岩内町】 ※再掲 （ 交付規則第三条第一項 第一号の措置 ）	当センターは、小樽市を除く後志管内唯一の職業訓練施設として職業能力開発促進法による土木工事、建設工事等の認定訓練を実施しているほか、独自に介護職や一般事務職の能力研修等も実施し、地域における極めて重要な人材育成機関であるとともに、災害時の避難所として位置付けられている。しかしながら、昭和49年及び平成7年に建てられた当該施設は、設備の機能低下や一部故障、更に老朽化が著しいことから、耐震化を含めた大規模改修を行う。
安全・安心な地域づくり	
防災対策の強化	
道道茅沼鉦山泊線道路局部改良事業 【北海道】 （ 交付規則第三条第一項 第一号の措置 ）	本路線は、地域住民の重要な生活道路であるとともに、現在整備中の道道泊共和線が完成すると、海岸沿いの国道229号と内陸部の国道5号を結ぶ重要な避難経路となり交通量の増加が見込まれるが、現状では舗装のひび割れや側溝及びガードケーブルの劣化が進行しており、道路走行環境の改善が必要であることから、道道泊共和線の事業完了予定年度である平成34年度までに道路補修を実施する。
道道岩内蘭越線道路局部改良事業【北海道】 （ 交付規則第三条第一項 第一号の措置 ）	本路線は、災害等の緊急時に地域住民の円滑な避難に資する避難経路に指定されているが、ロードヒーティング施設に分電盤筐体の腐食などの老朽化が進んでおり、漏電や機能低下の防止が必要であることから、筐体の更新及び内部機器の補修を実施する。
道道岩内洞爺線ほか道路局部改良事業 【北海道】 （ 交付規則第三条第一項 第一号の措置 ）	海岸沿いの国道229号に沿う岩宇地域では、災害等の緊急時に地域住民の円滑な避難や救援活動に資する重要な道路として、内陸部へ向かう複数の道道が緊急輸送道路等に指定されているが、道路照明施設の老朽化が進んでおり、倒壊などを未然に防止する必要があることから、道路照明施設の更新等を実施する。

事業名【事業主体】	概 要
岩内町道整備事業 【岩内町】 （ 交付規則第三条第一項 第一号の措置 ）	岩内町地域防災計画において津波避難対象地域の住民が避難所に安全に避難するための津波災害避難路に位置付けられている町道薄田通りなど全8路線においては、路盤構成が脆弱であるため、融雪期に亀甲状クラックや轍掘れなどが発生し、安全な交通環境に支障を来したり、避難施設への歩道が整備されていないことから、舗装の補修工事や歩道の設置工事を行う。
堀株川ほか河川改修事業 【北海道】 （ 交付規則第三条第一項 第一号の措置 ）	堀株川流域には、災害等の緊急時に地域住民の円滑な避難や救援活動に資する重要な道路である国道及び道道が並行しているほか、防災上重要な避難施設である中学校も立地しているが、河道内の堆積土砂や樹木等により河川の流下能力が低下しており、出水時の洪水氾濫の原因になる恐れがあることから、河道内堆積土砂の除去、樹木伐採を実施する。
玉川河川改修事業 【北海道】 （ 交付規則第三条第一項 第一号の措置 ）	玉川流域には、現在整備されている道道泊共和線の完成により、海岸沿いの国道 229 号と内陸部の国道 5 号を結ぶ重要な避難経路となる道道茅沼鉦山泊線が並行しているが、河川護岸の損壊・損傷により、出水時の洪水氾濫の原因になる恐れがあることから、護岸の改修を行う。
防災行政無線施設整備事業 【共和町】 （ 交付規則第三条第一項 第一号の措置 ）	電波法令の改正により、総務省はアナログ方式の防災行政無線からデジタル方式への早期移行を推進しており、共和町防災行政無線施設の、既存のアナログ方式の操作卓、町内 21 箇所に設置している屋外拡声子局、全戸配布している戸別受信機等の同報系設備と、車載型無線機や携帯型無線機等の移動系設備のデジタル化を行う。
行政サービスの充実に向けた基盤の整備	
岩内町民体育館大規模改修事業 【岩内町】 （ 交付規則第三条第一項 第一号の措置 ）	岩内町民体育館は、スポーツ活動の拠点施設として多くの地域住民に利用されていると同時に災害時における避難所に指定されている施設であるが、供用開始から約 40 年が経過しており老朽化が著しいことから、天井や内壁など非構造部材の耐震化調査及びその調査結果に基づく大規模改修を行う。
岩内地域人材開発センター大規模改修事業 【岩内町】 （ 交付規則第三条第一項 第一号の措置 ）	当センターは、小樽市を除く後志管内唯一の職業訓練施設として職業能力開発促進法による土木工事、建設工事等の認定訓練を実施しているほか、独自に介護職や一般事務職の能力研修等も実施し、地域における極めて重要な人材育成機関であるとともに、災害時の避難所として位置付けられている。しかしながら、昭和 49 年及び平成 7 年に建てられた当該施設は、設備の機能低下や一部故障、更に老朽化が著しいことから、耐震化を含めた大規模改修を行う。

事業名【事業主体】	概 要
都市公園（含翠園）改修事業 ※再掲 【岩内町】 （ 交付規則第三条第一項 第四号の措置 ）	平成 27 年に都市公園として登録された含翠園は、明治 33 年に造園された極めて価値のある風致公園であり、地域住民の憩いの場や訪日外国人観光客と地域住民の交流の場となる可能性を秘めているが、老朽化が著しいことから施設の保全・整備として、塀の改修、雑木処理、池の整備、トイレ・休憩場の新設、付属建物の復元改修を行う。
簡易水道施設更新事業 【泊村】 （ 交付規則第三条第一項 第一号の措置 ）	泊村の水道施設は稼働開始から 30 年以上経過しており、建屋の老朽化や設備の腐食が著しく、現状のままでは今後の地域住民の生活に支障をきたす恐れがあることから、泊浄水場と茅沼浄水場の建屋の補修及び設備の更新、配水施設である盃配水池の補修と既存機器設備の更新、更には追塩設備を新設する。
神恵内保育所等複合施設整備事業 【神恵内村】 （ 交付規則第三条第一項 第三号の措置 ）	現在の神恵内保育所は、昭和 55 年に建てられ、老朽化が著しく、また、海拔 6 m で海から 500m の地点に立地しており、津波の被害が懸念される立地であることから、保育所を神恵内小学校に近い高台に移転するとともに、今まで分散していた地域子育て支援センター、放課後児童クラブもあわせて一元化する。

2 全体スケジュール及び事業費

(単位：百万円)

事業名	年度	事業費及び交付金					
		H31	H32	H33	H34	H35	計
活力ある地域づくり	事業費	39.6	52.4	162.0	137.3	32.6	423.9
	交付金	39.6	52.4	162.0	137.3	32.6	423.9
産業の振興	事業費	25.8	39.7	60.5	129.8	25.1	280.9
	交付金	25.8	39.7	60.5	129.8	25.1	280.9
漁業振興施設整備事業(北海道)	事業費			10.0	90.0		100.0
	交付金			10.0	90.0		100.0
豊かな海の森づくりモデル構築事業(北海道)	事業費	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	10.0
	交付金	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	10.0
岩宇まちづくり連携支援事業(北海道)	事業費	7.8	7.7	7.5	7.5	7.5	38.0
	交付金	7.8	7.7	7.5	7.5	7.5	38.0
都市公園(含翠園)改修事業(岩内町)	事業費	16.0	30.0	41.0	30.3	15.6	132.9
	交付金	16.0	30.0	41.0	30.3	15.6	132.9
人材の育成	事業費	13.8	12.7	101.5	7.5	7.5	143.0
	交付金	13.8	12.7	101.5	7.5	7.5	143.0
岩宇まちづくり連携支援事業※再掲(北海道)	事業費	7.8	7.7	7.5	7.5	7.5	38.0
	交付金	7.8	7.7	7.5	7.5	7.5	38.0
岩内地域人材開発センター大規模改修事業 ※再掲(岩内町)	事業費	6.0	5.0	94.0			105.0
	交付金	6.0	5.0	94.0			105.0
安全・安心なまちづくり	事業費	896.4	447.1	995.5	248.7	51.6	2,639.3
	交付金	841.8	388.0	840.1	230.5	51.6	2,352.0
防災対策の強化	事業費	170.6	302.1	731.0	88.0	36.0	1,327.7
	交付金	170.6	243.0	575.6	88.0	36.0	1,113.2
道道茅沼鉱山泊線道路局部改良事業(北海道)	事業費	10.0	50.0	50.0	50.0		160.0
	交付金	10.0	50.0	50.0	50.0		160.0
道道岩内蘭越線道路局部改良事業(北海道)	事業費	5.0	44.0	40.0			89.0
	交付金	5.0	44.0	40.0			89.0
道道岩内洞爺線ほか道路局部改良事業(北海道)	事業費	2.0	12.0	14.0			28.0
	交付金	2.0	12.0	14.0			28.0
岩内町道整備事業(岩内町)	事業費	50.6	40.0	36.0	38.0	36.0	200.6
	交付金	50.6	40.0	36.0	38.0	36.0	200.6
堀株川ほか河川改修事業(北海道)	事業費	63.0	57.0				120.0
	交付金	63.0	57.0				120.0
玉川河川改修事業(北海道)	事業費	40.0	40.0				80.0
	交付金	40.0	40.0				80.0
防災行政無線施設整備事業(共和町)	事業費		59.1	591.0			650.1
	交付金		-	435.6			435.6

事業名	年度	事業費及び交付金					
		H31	H32	H33	H34	H35	計
行政サービスの充実に向けた基盤の整備	事業費	725.8	145.0	264.5	160.7	15.6	1,311.6
	交付金	671.2	145.0	264.5	142.5	15.6	1,238.8
岩内町民体育館大規模改修事業（岩内町）	事業費	2.0	100.0				102.0
	交付金	2.0	100.0				102.0
岩内地域人材開発センター大規模改修事業（岩内町）	事業費	6.0	5.0	94.0			105.0
	交付金	6.0	5.0	94.0			105.0
都市公園（含翠園）改修事業※再掲（岩内町）	事業費	16.0	30.0	41.0	30.3	15.6	132.9
	交付金	16.0	30.0	41.0	30.3	15.6	132.9
簡易水道施設更新事業（泊村）	事業費	373.3	10.0	129.5	130.4		643.2
	交付金	373.3	10.0	129.5	112.2		625.0
神恵内保育所等複合施設整備事業（神恵内村）	事業費	328.5					328.5
	交付金	273.9					273.9
合 計	事業費	906.2	456.8	1,015.0	348.2	61.1	2,787.3
	交付金	851.6	397.7	859.6	330.0	61.1	2,500.0

※注 合計には、岩宇まちづくり連携支援事業（再掲）、岩内地域人材開発センター大規模改修事業（再掲）、都市公園（含翠園）改修事業（再掲）を含まない。

3 地域振興計画に対する事業地域の住民の要望及び意見

本計画の作成にあたっては、原子力発電施設等の所在村及び隣接町村からの提案内容を踏まえ、これら町村と十分な協議を行った上で、実施事業を決定した。

4 地域振興計画の事業地域の住民への公開及び周知方法

道及び関係町村のホームページに地域振興計画を掲載することにより、共生交付金を活用した取組の全容を住民へ公開及び周知するとともに、個別事業の着手及び完了時等においては、関係町村の広報誌、リーフレット、定期的に利用している団体への説明会等により住民へ広く周知する。

5 地域振興計画の期待される効果

産業の振興

サクラマス幼魚生産施設の整備や藻場の造成により、サクラマスやウニの漁獲高が増加し、水産業の下支えに寄与する。

また、地域の広域観光体制、外国人観光客の受入体制や地域の観光資源の一つである含翠園の整備に取り組むことで、岩宇地域への観光客の増加が期待される。

人材の育成

隣接するニセコエリアでは長期滞在型の外国人観光客が急増しており、子どもの頃から外国人と一緒に活動する機会を提供することで、外国人と臆せずコミュニケーションをとることができる人材の育成が進むことが期待される。

防災対策の強化

道路の整備により、安全な交通環境が確保されるとともに、河川の堆積土砂の掘削などによる河川の流下能力の回復により洪水被害が低減される。

また、防災行政無線のデジタル化に伴い、アナログではできなかった相互同時通話やデータ通信により、災害時における迅速な情報収集や情報伝達が可能となる

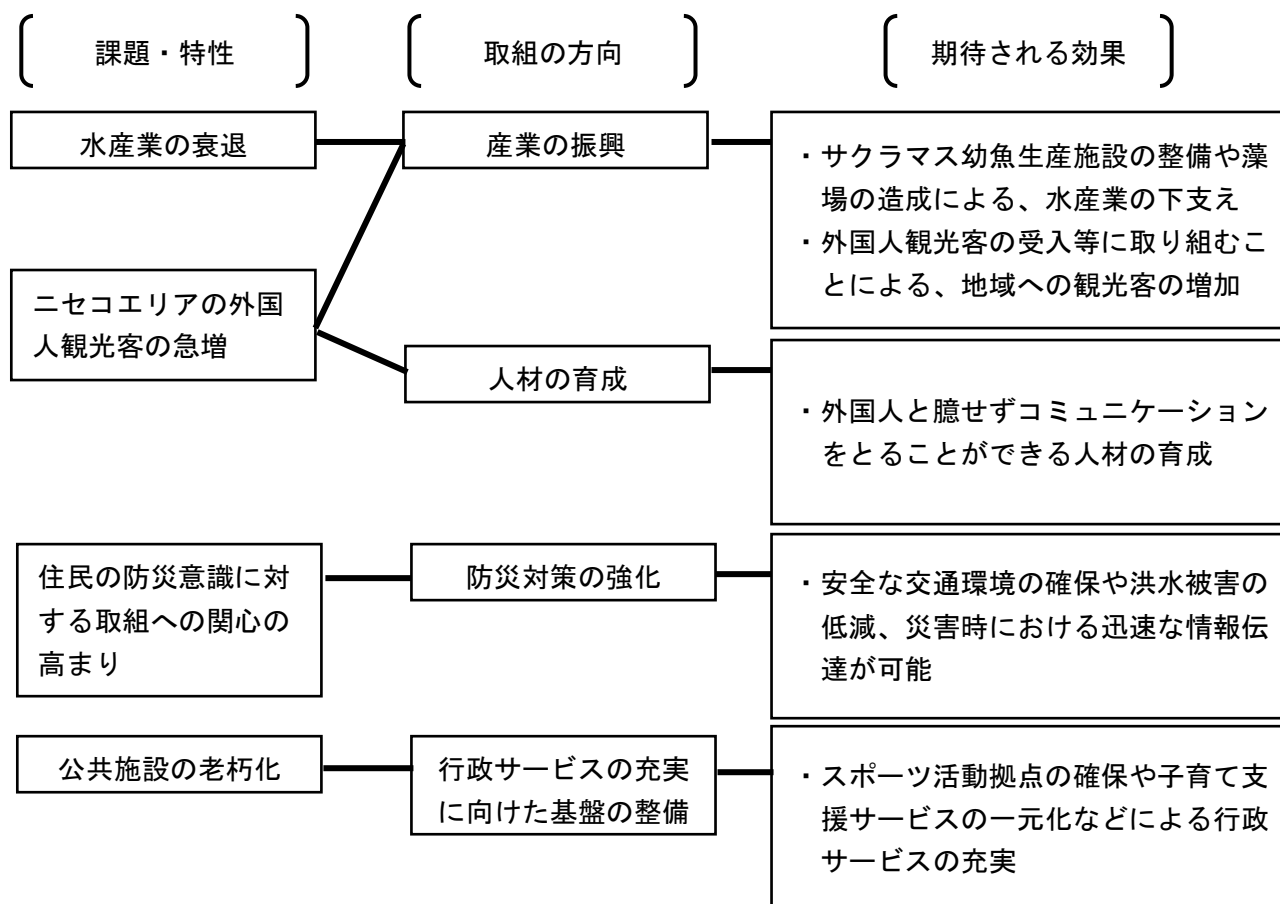
行政サービスの充実に向けた基盤の整備

老朽化した体育館の整備により、地域における通年利用可能なスポーツ活動の拠点施設が確保され、住民の健康増進が図られる。岩内地域人材開発センターの整備により、就労に向けた各種研修や技術習得機会の充実が図られるとともに、都市公園でもある含翠園の整備により地域憩いの場が生まれ、住民の交流機会が増える。

また、老朽化した水道施設の整備により、安全な水を安定的に供給できるようになる。

現在、津波浸水地区にある老朽化した保育所の移転に併せて、今まで分散していた地域子育てセンター、放課後児童クラブを一元化し、一か所で総合的な子育て支援サービスの提供が可能となる。

本計画に位置付けられた事業を実施することにより、上記のような具体的な効果の積み重ねにより、活力ある地域づくりや安全・安心な地域づくりの実現が期待される。



Ⅲ 個別事業の内容

【活力ある地域づくり】

1 産業の振興

(1) 漁業振興施設整備事業

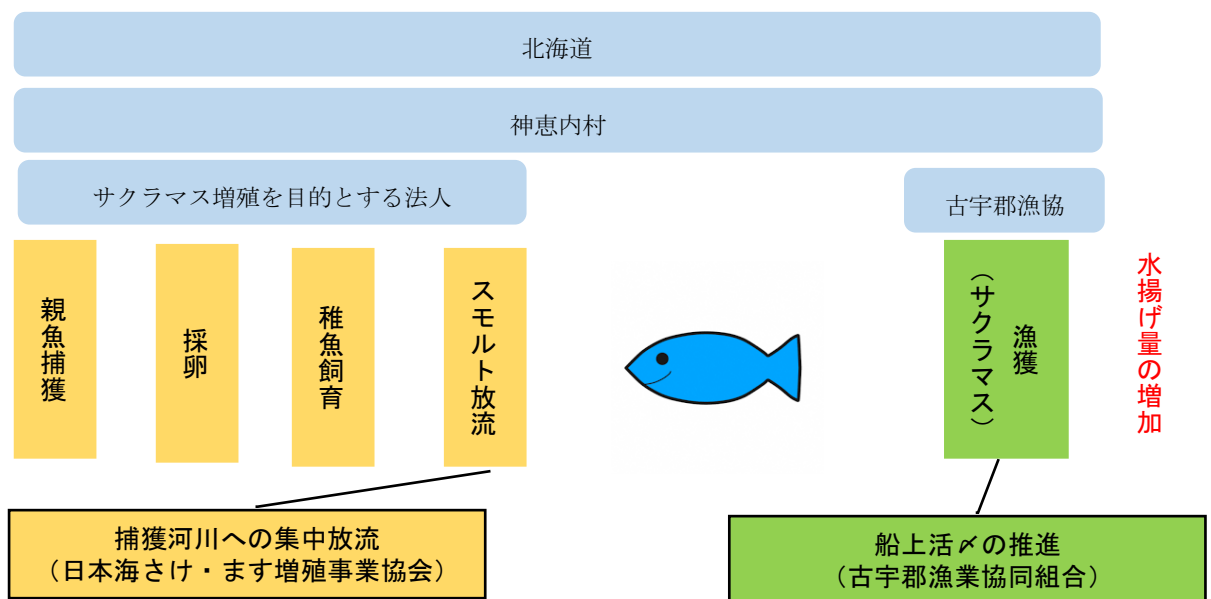
① 事業の概要及び期待される効果

地域の魅力のひとつであり、岩宇地域を支える産業のひとつである漁業においては、漁業者の減少・高齢化など非常に厳しい状況にあり、漁業の経営安定に向けた取組が必要となっている。育った河川に成魚となって戻るサクラマスは、水揚げ量に年変動があるものの、漁獲量が少なくなる3～6月に来遊し、岩宇地域を含む日本海海域における貴重な春の漁業資源となっている。

秋サケは、成熟してから遡上するため、ウライ（河川上流へ遡上するのを阻害し、親魚を捕獲するための施設）で効率的に捕獲できるが、サクラマスは、春に遡上し秋に産卵するまでの間、河川内で移動しながら生活するため、幼魚の生産にあたって親魚の捕獲が課題となっている。

このため、放流場所への回帰性が非常に高いというサクラマスの習性を利用し、幼魚生産施設の飼育水に湧水を使用し、成熟した親魚が幼魚生産施設に遡上する仕組みを構築し、親魚を安定的に確保することで、幼魚生産施設が安定的に運営できる。そのためには、①スマルト幼魚を生産するための飼育水（湧水）が必要であり、また、②放流効果を高めるためには、親魚が産卵時期まで生息できる流域が広いこと、③放流幼魚が釣りにより減耗しないように全ての水産動物の採捕を禁止している保護水面であることが必要であり、これら①～③の条件を全て満たしている事業実施が可能な河川である神恵内村の古宇川において、サクラマスのスマルト幼魚の生産に必要な飼育池や取水施設などのサクラマス幼魚生産施設を整備する。

このことにより、サクラマスのスマルト幼魚の生産及び放流数が増加し、サクラマスの水揚げ量の増加が見込まれる。更に、スマルト幼魚の捕獲河川への集中放流（日本海さけます増殖事業協会）と連携することで事業効果を高めるとともに、船上活〆の取組（古宇郡漁業協同組合）と連携してサクラマスの付加価値を向上させ、漁業生産の底上げを図ることで、地域産業の振興に寄与する。なお、北海道がこれらの取組の連携を統括する。



【成果指標】 岩宇地域を含む日本海地域のサクラマスの水揚げ増加量 12,480kg
(平成 37 年度)

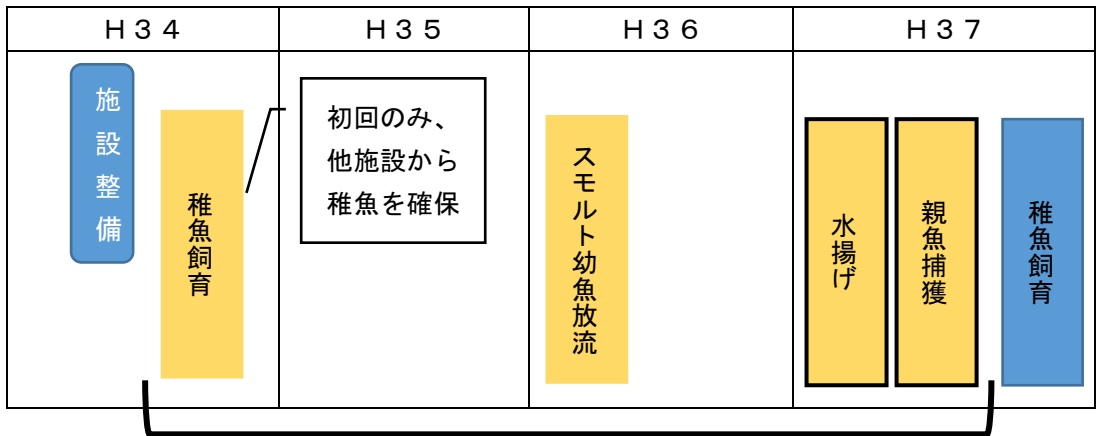
※基準値 平成 24～28 年度のサクラマスの平均漁獲量 224,400kg

岩宇地域を含む後志海域のサクラマスの水揚げ増加量 3,050kg
(平成 37 年度)

※基準値 平成 24～28 年度のサクラマスの平均漁獲量 55,000kg

神恵内村古宇川の採卵用サクラマス親魚捕獲尾数 1,040 尾 (平成 37 年度)

※基準値 平成 26～30 年度の採卵用サクラマス親魚捕獲尾数 0 尾



サクラマス幼魚生産サイクル図

年度	n											n+1			n+2					n+3		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	~	3	4	5	6	7	~	3	4
	河川 遡上	河川 生活					捕獲	蓄養	採卵	ふ化	稚魚飼育		→			スマルト	幼魚放流	降海し	海洋生活		河川 遡上	



※スマルト幼魚：体色が銀白色になり降海準備ができた魚のこと

② 事業内容及び年度別実施スケジュール

<事業内容>

【実施主体】

北海道（岩宇地域を含む日本海地域でサクラマス増殖を目的とする法人）

【事業箇所】

神恵内村

【事業内容】

サクラマスの資源増大に必要なスマルト幼魚を生産する施設整備事業に対し補助金を交付する。

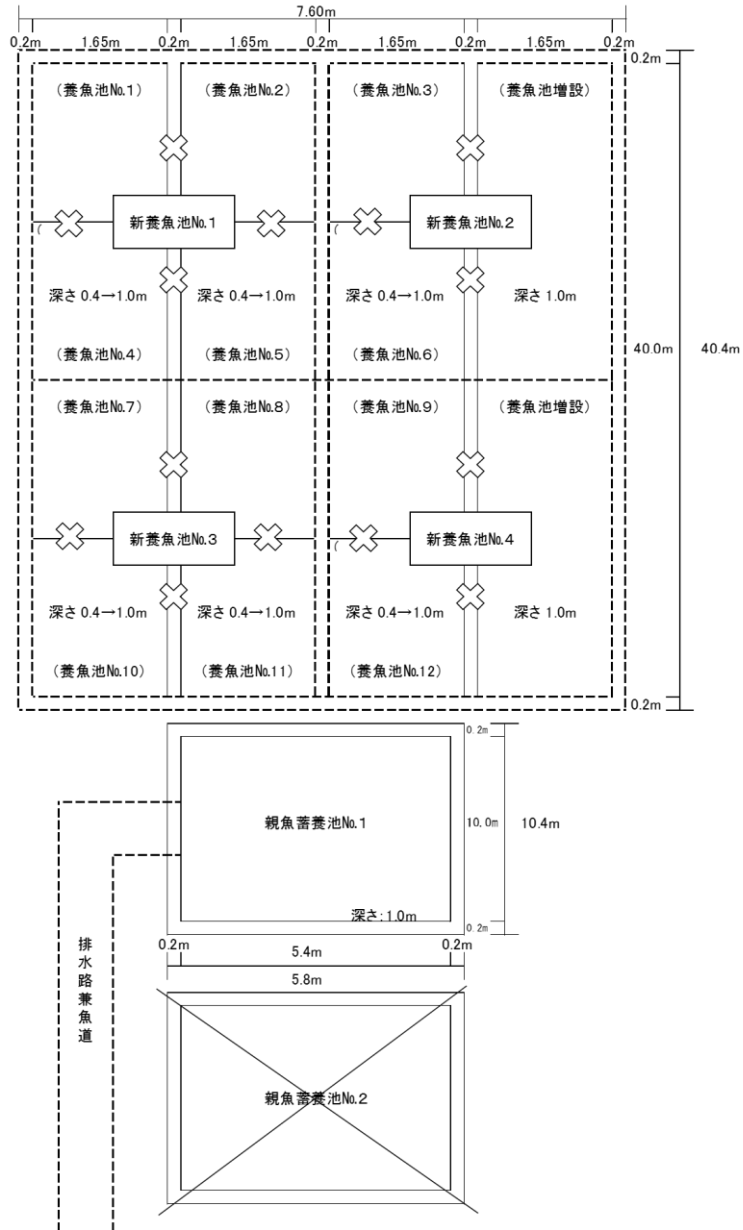
- ・神恵内ふ化場の養魚池の補修、改修（4面）
サケの稚魚よりも大きなサクラマスのスマルト幼魚を生産するため、養魚池の面積を拡張し深くする。
- ・親魚蓄養池の改修（1面）
幼魚生産施設へ遡上した親魚を蓄養するための池を整備する。また、冬期から春にかけて使用していない期間をサケの二次飼育池として使用する。
- ・取水・排水施設の改修及び新設
スマルト幼魚生産には現在よりも多くの水が必要となることから、取水及び排水施設を整備する。

※スマルト幼魚生産量（見込み）：150 千尾

補助対象者：岩宇地域を含む日本海地域でサクラマス増殖を目的とする法人

※公募により決定する。

工事予想平面図



<年度別実施スケジュール>

事業名	年度	年度毎の工事スケジュール				
		H31	H32	H33	H34	H35
漁業振興施設整備事業						

③ 充当しようとする交付金の年度別対象経費及び年度別交付金額

(単位：百万円)

事業名	年度	交付金及び事業費					
		H31	H32	H33	H34	H35	計
漁業振興施設整備事業	事業費			10.0	90.0		100.0
	交付金			10.0	90.0		100.0

- ④ 上記交付金以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額
なし
- ⑤ 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営に係る自治体の負担額
- 施設等の維持・運営主体及び方法
補助対象者（補助対象施設を適正に運営、維持管理することを補助要件とする。）が施設を維持・運営し、その費用は構成員が負担する。
 - 自治体の負担
補助対象者が施設を維持・運営し、その費用は構成員が負担することから、北海道の負担は生じない。
- ⑥ 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制
神恵内村からは、地域としての調整に関して協力を得る。
また、サクラマス親魚の安定的な確保のため、日本海さけ・ます増殖事業協会によるスマルト幼魚を捕獲河川へ集中放流、サクラマスの付加価値向上に向けて、古宇郡漁業協同組合によるサクラマスの船上活〆にして出荷する取り組みへの協力を得る。
- ⑦ 地方自治体で作成される長期的な地域振興計画との関係
「北海道総合計画」（平成 28 年度～37 年度）
- 2 経済・産業
 - (1) 農林水産業の持続的な成長
 - 水産物の安定供給を担い地域を支える活力ある水産業・豊かな漁村づくり
水産資源の回復・増大や水域環境の保全を図るため、適切な資源管理や海域の特性に応じた栽培漁業を推進するとともに、密漁取締体制の強化やトドなどの海獣による漁業被害対策を進めます。また、日本海地域において、増養殖を柱とした新たな生産体制づくりを進めます。
- として、整合性が図られている。
- ⑧ 他の類似事業との比較
なし

(2) 豊かな海の森づくりモデル構築事業

① 事業の概要及び期待される効果

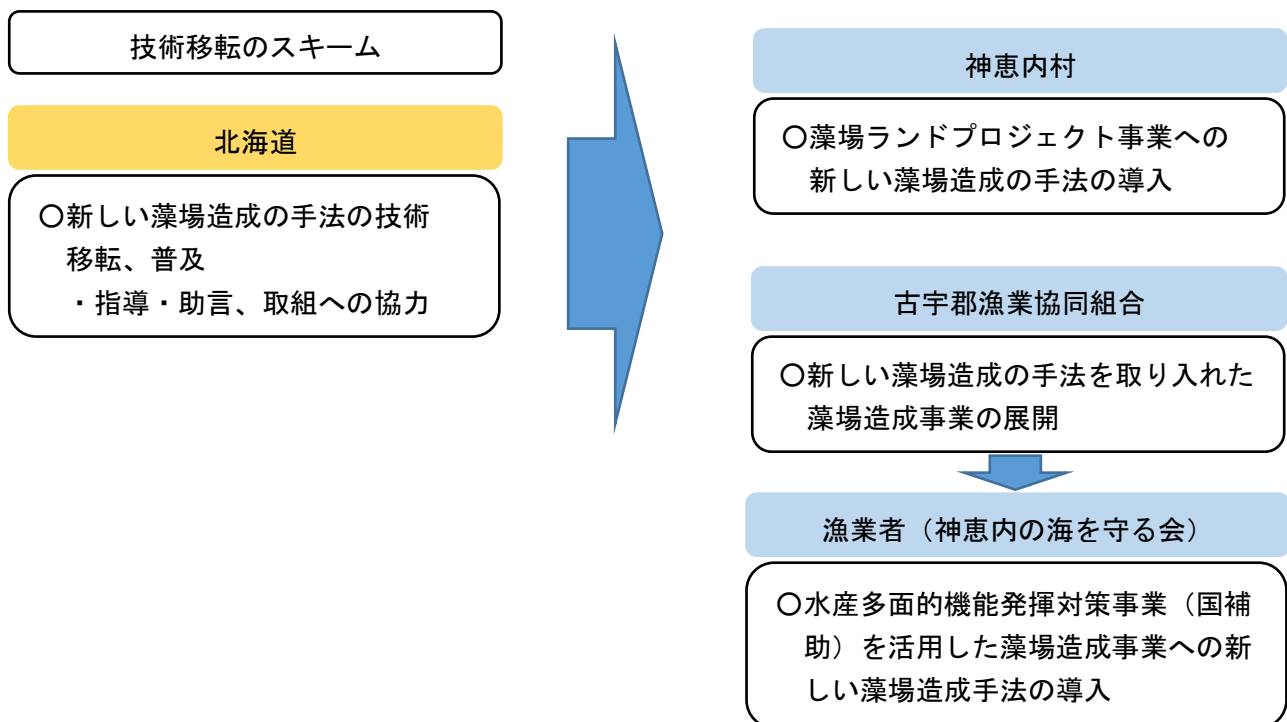
地域の魅力のひとつであり、地域を支える産業のひとつである漁業においては、漁業者の減少・高齢化など非常に厳しい状況にあり、漁業の経営安定に向けた取組が必要となっている。また、コンブ等の海藻で形成される藻場は、魚類の生息場所やウニの餌料として重要な役割を果たしているが、神恵内村地先の海面では、海藻が生えなくなる状態のいわゆる磯焼けが進行し、昭和 63 年には水深 4.5m 付近まで見られた藻場が、平成 26 年には水深 1.5m 付近までに規模が縮小しており、それに伴うようにウニの漁獲量が減少しており、地域からは藻場の回復を求められている。藻場の衰退要因は、冬場の海水温の上昇により、コンブのタネにあたる遊走子の生残率が悪くなる一方で、コンブを餌とするウニの活動が減退しないことから、生き残ったコンブも全てウニに食べ尽くされるためと考えられている。磯焼けの漁場では、餌不足により商品価値のない可食部 10% 未満の実入りの悪いウニが増え、それらのウニは漁業者も採らないため更に増え続け、ますます藻場が形成しにくい環境となり、ウニの漁獲量が減るといった悪循環となっていることから、当該事業により適切な漁場管理と藻場造成のモデル手法を確立し、藻場の再生を地域に普及させることでウニの漁獲量の増加に寄与する。

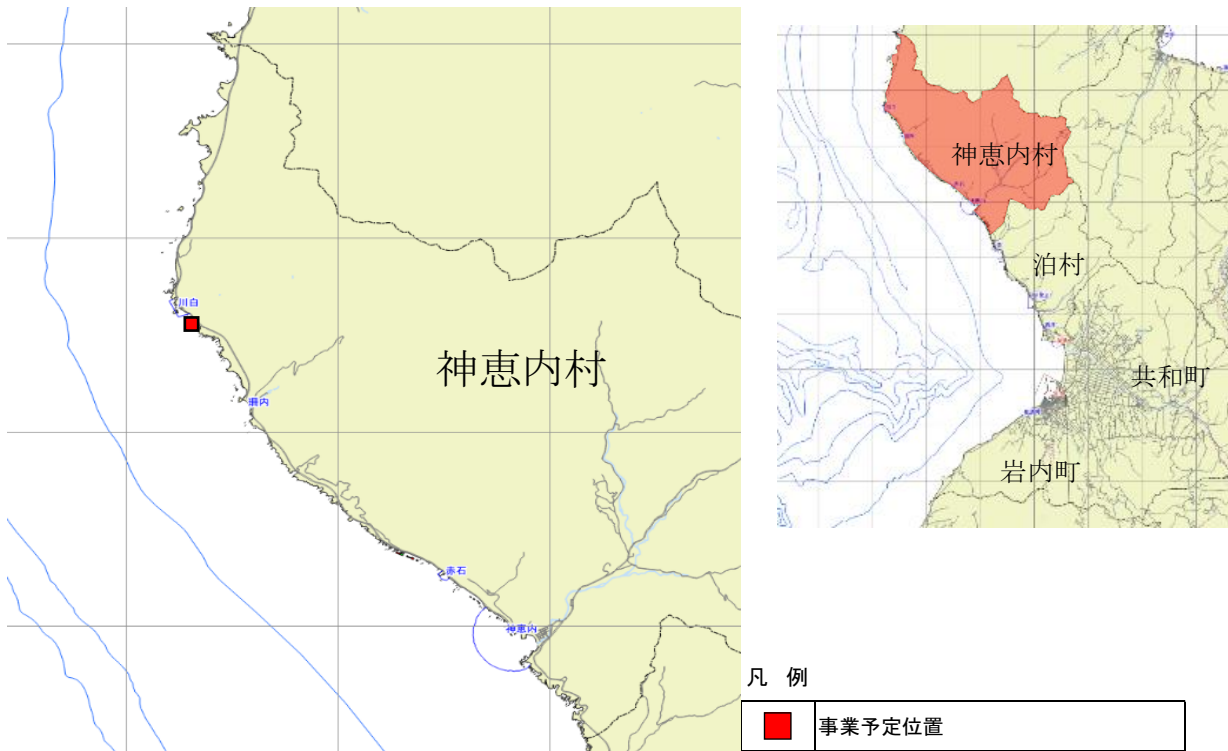
なお、事業実施の際には、適宜、神恵内村や古宇郡漁業協同組合の担当者が見学し、意見等を述べる機会を設け、手法改善に反映させるとともに、技術移転が円滑に行えるようにする。

藻場造成のモデル手法の技術移転にあたっては、神恵内村の藻場ランドプロジェクト事業や古宇郡漁業協同組合（神恵内の海を守る会）の藻場造成への導入に向けて、北海道が手法の説明や実際の指導、助言を行う。

【成果指標】

適切な漁場管理と藻場造成のモデル手法を確立し、神恵内村及び古宇郡漁業協同組合へ、その技術を移転する。（平成 36 年度）





② 事業内容及び年度別実施スケジュール

<事業内容>

【実施主体】

北海道

【事業箇所】

神恵内村

【事業内容】

過去に藻場をつくるため石材を用いて造成した投石礁のうち、磯焼けになった礁において藻場を再生させる。その検討手法は、10月頃にウニや小型巻貝などがコンブを食べる摂食圧を抑制するためにウニ等を除去する。その上で、遊走子を付着させた石材の設置や今回新たな手法として用いるコンブの苗木にあたる孢子体を付着させた粒子を散布する。翌年の5月頃に、地元漁協の協力により漁業活動として形成された藻場にウニの移植放流を行い、7月から8月にかけてウニを収穫する（当該事業外）。ウニ漁が終わった後の10月頃、母藻となるコンブと取り残しのウニの状況に応じて、一連の作業を繰り返す。モニタリング調査では、ウニ等の密度、形成された藻場の規模やウニの可食部の状態などを把握し、安価で効果的な藻場再生手法について検討し、モデル手法の確立に資する。

造成漁場 1 h a

〔漁場管理〕

- ・ダイバーによるウニ類、小型巻貝の除去

[藻場造成]

- ・コンブ遊走子付き石材設置
- ・コンブ胞子体付着基質の散布

[モニタリング調査]

藻場の状況と漁獲するウニの状況を定量的に把握し、藻場形成のための適正な漁場管理の規模と藻場造成コスト並びに事業効果を検証するためのデータ収集を目的とする。

・事前調査（7月）

ウニ等の密度、藻場の植生・被度、ウニ歩留まりを調べ、コンブ遊走子等の散布前の状況を把握する。

・中間調査（10月）

ウニ等の密度、藻場の植生・被度、散布したコンブ遊走子等の状況を調べ、コンブ遊走子等の散布時の状況を把握する。

・追跡調査（3月）

ウニ等の密度、藻場の植生・被度を調べ、形成された藻場の規模、ウニ等の密度を把握する。

<検証項目>

- ・ウニ等の密度の藻場への影響の判定
- ・ウニ等の除去方法（手摘み、タモ網等）の違いによる事業コストの検証
- ・コンブの着生を阻害する石灰藻やサンゴ藻等の被度・密度の違いによるコンブの着生状況を検証
- ・コンブ遊走子付着基質及びコンブ胞子体付着基質に由来のコンブの繁茂状況を把握し、効果を検証
- ・ウニの実入り状況を把握し、総合的な事業効果を検証

年度	n			n+1							
月	7	10	11 ~ 3	4	5	6	7	8	9	10	11 ~ 3
	ウニ等の除去	コンブ胞子体付き粒子散布 コンブ遊走子付き石材設置	→	ウニ移植放流 (漁業活動)	ウニ収穫 (漁業活動)	ウニ収穫 (漁業活動)	ウニ等の除去	コンブ遊走子付き石材設置	コンブ胞子体付き粒子散布	ウニ等の除去	モニタリング (事前調査)
	モニタリング (事前調査)	モニタリング (中間調査)	モニタリング (追跡調査)	モニタリング (事前調査)	モニタリング (事前調査)	モニタリング (事前調査)	モニタリング (事前調査)	モニタリング (中間調査)	モニタリング (中間調査)	モニタリング (追跡調査)	モニタリング (追跡調査)



藻場機能の低下した投石礁



ウニ等の除去



コンブ藻場

<年度別実施スケジュール>

事業名	年度	年度毎の実施スケジュール				
		H31	H32	H33	H34	H35
豊かな海の森づくりモデル構築事業						

③ 充当しようとする交付金の年度別対象経費及び年度別交付金額

(単位：百万円)

事業名	年度	交付金及び事業費					
		H31	H32	H33	H34	H35	計
豊かな海の森づくりモデル構築事業	事業費	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	10.0
	交付金	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	10.0

④ 上記交付金以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額
なし

⑤ 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営に係る自治体の負担額

○ 施設等の維持・運営主体及び方法

事業の実施により整備される施設はない。

○ 自治体の負担

事業の実施により整備される施設はないことから、自治体の負担は発生しない。

⑥ 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

モデル手法技術の円滑な移転のため、事業の見学や意見交換について、神恵内村の協力を得る。

本事業により再生した藻場を通常の活用状態とするために、ウニの移植放流やウニの漁獲について、古宇郡漁業協同組合の協力を得る。

本事業で密度管理のために取り除いたウニは、神恵内ウニ養殖部会の協力を得て、身入りの悪いウニにキャベツを餌として与え、端境期に「冬ウニ」として商品化する取組に活用する。

⑦ 地方自治体で作成される長期的な地域振興計画との関係

「北海道総合計画」(平成28年度～37年度)

2 経済・産業

(1) 農林水産業の持続的な成長

■ 水産物の安定供給を担い地域を支える活力ある水産業・豊かな漁村づくり

水産資源の回復・増大や水域環境の保全を図るため、適切な資源管理や海域の特性に応じた栽培漁業を推進するとともに、密漁取締体制の強化やトドなどの海獣による漁業被害対策を進めます。また、日本海地域において、増養殖を柱とした新たな生産体制づくりを進めます。

として、整合性が図られている。

⑧ 他の類似事業との比較

なし

(3) 岩宇まちづくり連携支援事業

① 事業の概要及び期待される効果

観光がもたらす消費は旅行業者など観光に直接関わる産業だけでなく、農林水産業をはじめ地域の様々な産業へ幅広く波及することから、地域にとって広汎な経済的インパクトがあり、岩宇地域が発展するための切り札の一つとして観光に取り組むことは極めて重要である。

隣接するニセコエリアでは、近年、長期滞在型の外国人観光客が急増しており、その外国人観光客を岩宇地域にまで呼び込むことで、これからの地域産業の柱の一つとして観光の振興を進める。

ニセコエリアの観光関係者からの聞き取りによると、ニセコエリアにおける訪日外国人は長期滞在傾向にあるほか、特にオーストラリアや最近では中国・香港といった外国人はニセコエリアよりもっと広い範囲で様々なリゾートを楽しみたいニーズがあるとのことであったが、旅行会社のインバウンド部門はもとよりニセコエリアの訪日外国人にも岩宇地域はほとんど知られていない状況にある。

岩宇地域には、例えば、世界的にも珍しい海を望むスキー場、シーカヤック、食としての海の幸といったニセコエリアにはない海の魅力や、道内でも古くから栄えた土地であることから、含翠園や鯨番屋といった歴史的な建物や伝統あるお祭りなどがあり、外国人にとって魅力的なコンテンツが存在する。広域的な観光振興の観点から、これらの観光資源を町村の垣根を越えて有機的に結びつけ、効果的に発信することで、岩宇地域にニセコエリアのインバウンドの誘客促進をはじめとする観光入込全体の底上げを図ることが必要である。

そのため、外国人を対象とした観光モニターツアーの実施、観光PR動画の作成、DMOの設立に向けた専門研修などに取り組み、地域の広域観光体制や外国人観光客の受け入れ体制を整える。

事業の実施にあたっては、ニセコエリアのDMO組織である（一社）ニセコプロモーションボードと、モニターツアーの実施に際してニセコエリアに滞在している外国人ツアー参加者の確保や、ニセコエリアにおける岩宇地域情報の発信について連携する。

また、長期滞在型の外国人を地域に受け入れるためには、外国人も日本人も分け隔てなくおもてなしをし、その地のファンになってもらえるような地域の素地が大切であるとの指摘が多くあり、そういった対応ができるいわゆるグローバル人材の育成には、子どもの頃から異なる国籍・文化・考えを持つ人たちと一緒に共通のアクティビティーを通じた経験が効果的であるとニセコエリアの民間事業者やインターナショナルスクールにより示されている（北海道後志総合振興局が行ったヒアリング結果）。

現在、岩宇地域においては、小学生を対象とした外国人との交流事業や、後志管内においては、大学生を対象としたインターンシップなど、グローバル人材の育成に向けた取組が徐々に実施されているところだが、こうした取組と連携し、人材育成の効果を更に高めるため、異なる文化への寛容性や地域に誇りを持つきっかけを子どもの頃に与える取組をイングリッシュアドベンチャー事業として、岩宇地域の子どもを対象にニセコエリアに居住する外国人の子どもとともに、外国人インストラクターによる岩宇地域ならではの地域資源を活かした夏、冬のアクティビティーを通じ、多文化交流・体験の実証を行い、毎年度、岩宇4か町村の役場、教育委員会などの関係者を集めて事業報告会を開催し、培ったノウハウを地域に還元し、当該事業終了後は地域で事業を継続することで岩宇地域の効果的な人材育成に役立てる。

本事業を進めるにあたっては、毎年度、北海道も部会員となる岩宇まちづくり連携協議会（詳細後述）の広域観光部会と人材育成部会において事業内容の検討や事業結果の検証などを行い、適切に事業を管理する。

※DMO (Destination Management Organization)

観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地づくりを行う法人

【成果指標】 岩宇4か町村の外国人宿泊客延数 900人（平成35年度）

※基準値 356人（平成29年度）

岩宇4か町村の観光入込客数 116万人（平成35年度）

※基準値 93万7千人（平成29年度）

イングリッシュアドベンチャー事業のノウハウを地域に還元し、当該取組終了後は岩宇地域で取組が継続される。（平成36年度）

[岩宇まちづくり連携協議会について]

岩宇まちづくり連携協議会は、岩宇地域が連携して地域住民に必要な生活機能の確保及び地域の活性化を図り、安心して暮らし続けられる地域の形成をめざし、地域の実情や特性に応じた多様な連携の取組を推進することを目的に、平成28年に設立された。

◆構成員

委員：岩宇4か町村長

幹事：岩宇4か町村副町村長、企画担当部長及び課長

◆部会

広域観光部会（班長）：岩内町

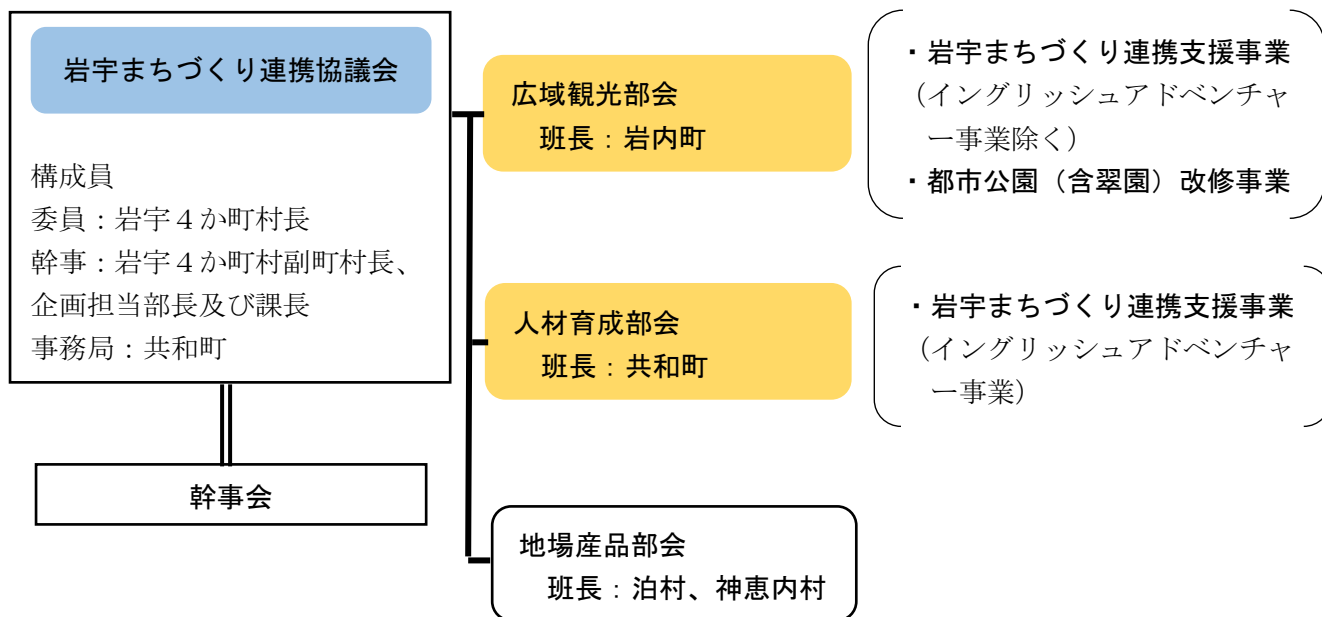
人材育成部会（班長）：共和町

地場産品部会（班長）：泊村、神恵内村

※各部会員：協議会関係町村のほか、各部会事業に関する産業団体、商工業者、行政機関等

※北海道は広域観光部会、人材育成部会の部会員となる。

以上のとおり、岩宇まちづくり連携協議会の部会には、岩宇4か町村や道のほか、各部会事業に関する地域の民間の方々が部会員となっており、柔軟かつ幅広い視点での検討が期待できることから、本事業の内容や事業結果の検証、及び次項の事業で整備する都市公園（含翠園）の観光資源としての活用方策の検討等については、この協議会と連携して実施することとする。



※ 北海道は広域観光部会と人材育成部会の部会員となる。

② 事業内容及び年度別実施スケジュール

<事業内容>

【実施体制】

北海道（旅行会社など観光関連業務に精通した事業者へ委託、外国人と日本人の子どもを対象とする体験型プログラム事業に精通している事業者へ委託）

北海道も部会員となる岩宇まちづくり連携協議会の広域観光部会及び人材育成部会と検討・協議して実施する。

【事業箇所】

岩宇4か町村

【事業内容】

- ・観光モニターツアーの実施（平成31年度～平成35年度）
 岩宇4か町村を巡る広域観光モニターツアーを、グリーンシーズン（春～秋）と冬に各1回、各5組の外国人を対象に実施し、モニタリングの結果に基づきツアーの改善を行う。そのツアーの内容や地域の魅力を北海道観光振興機構が旅行業者など観光関係事業者を対象として2か月に一度、東京で開催しているブロック記者発表会（観光プロモーションイベント）で、11月と1月にPRし、商品化に結びつける。
 また、モニターツアーのコンテンツの掘り起こしにあたっては、岩宇4か町村の協力を得る。
- ・各施設におけるメニュー等の英語表記への支援（平成31年度～平成35年度）
 外国人を受け入れるにあたっては、飲食店や宿泊施設、観光施設などにおけるメニューや看板等表示の英語表記を進めるため、年間20施設へアドバイザーを派遣する。
- ・プロモーション用観光PR動画の作成（平成31年度～平成35年度）
 岩宇地域の様々な食・観光資源・体験プログラム、本事業で実施するモニターツアーの様子を内容とし、3分間程度の動画を作成し、SNSによる発信や観光プロモーションイベントでの旅行会社、旅行雑誌社への説明に用いる。
- ・Wi-Fiスポット等を掲載した地域情報マップの作成（平成31年度～平成35年度）
 岩宇地域の施設のWi-Fi情報や観光スポット、食事処などを掲載した地域情報

マップを1,000部作成し、岩宇4か町村内において役場、観光協会、観光スポット等約50か所に配置する。

・観光アプリ講習会の実施（平成31年度）

岩宇地域における観光情報がワンストップで提供できる観光アプリの作成に向けて、岩宇4か町村役場や観光協会、観光事業者等20名程度を対象にアプリの有効性や訴求力を高めるコンテンツの紹介、制作手続き等についての講習会を行う。

・DMOの設立に向けた専門研修の実施（平成31年度～平成32年度）

岩宇4か町村ではこれからの地域の観光への取組の中核を担う組織として、平成33年度にDMOの設立を目指して準備を進めていることから、DMOの設立に向けた専門研修を年2回（期間：一日、参加者：35名、研修テーマ：観光のトレンド、マーケティング、観光商品開発、DMOマネジャーの役割等）実施する。

・イングリッシュアドベンチャー事業の実施（平成31年度～平成35年度）

岩宇地域の小・中学生を対象に、ニセコエリアに居住の外国人の子どもとともに、外国人インストラクターによる夏（シーカヤックなどのマリンスポーツ）冬（スキーなどのスノースポーツ）のアクティビティーを通じての交流を行い、岩宇地域の参加者に対するモニタリング調査、その保護者に対するアンケート調査を行う。

岩宇地域の参加者は、それぞれの学校において事業の内容や感じたことなどを発表し、参加者以外への事業効果の波及を図る。なお、事業（実証）終了後も、地域にノウハウが残るようにプログラム内容の企画・広報・実施・振り返りなど、全体を通して地元自治体関係者や事業者も常に情報共有しながら実施する。

実施時期：夏、冬各1回 1泊2日

参加者：岩宇地域の小・中学生、ニセコエリアに居住の外国人の子ども 各15名

- ・岩宇地域の小・中学生は、居住地域ごとに教育委員会を通じて学校単位で募集する。
- ・ニセコエリアに居住する子どもは、ニセコエリアの外国籍の子どもが多数在籍する学校に対し、全行程を英語で進行することを説明の上、募集する。
- ・応募者多数の場合は、抽選とする。

実施場所：岩宇地域

参加料：食費、宿泊費等実費相当分のみ徴収

<年度別実施スケジュール>

事業名	年度	年度毎の工事スケジュール				
		H31	H32	H33	H34	H35
岩宇まちづくり連携支援事業						
観光モニターツアー						
メニュー等の英語表記						
観光PR動画						
地域情報マップ						
観光アプリ講習会						
専門研修						
イングリッシュアドベンチャー事業						

③ 充当しようとする交付金の年度別対象経費及び年度別交付金額

(単位：百万円)

事業名		年度					
		交付金及び事業費					
		H31	H32	H33	H34	H35	計
岩宇まちづくり連携支援事業	事業費	7.8	7.7	7.5	7.5	7.5	38.0
	交付金	7.8	7.7	7.5	7.5	7.5	38.0
観光モニターツアー等	事業費	4.9	4.8	4.6	4.6	4.6	23.5
	交付金	4.9	4.8	4.6	4.6	4.6	23.5
イングリッシュアドベンチャー事業	事業費	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	14.5
	交付金	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	14.5

④ 上記交付金以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額
なし

⑤ 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営に係る自治体の負担額

○ 施設等の維持・運営主体及び方法

事業の実施により整備される施設はない。

○ 自治体の負担

事業の実施により整備される施設はないことから、自治体の負担は発生しない。

⑥ 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

岩宇まちづくり連携支援事業では、観光モニターツアー事業におけるコンテンツの掘り起こしや、イングリッシュアドベンチャー事業における、事業の周知、参加者の募集、参加者の発表機会の確保等、事業を進めるにあたり、岩宇まちづくり連携協議会の広域観光部会及び人材育成部会と検討・協議して取り組む。

更に、観光モニターツアー事業のコンテンツのうち、神楽などの伝統芸能やお茶や着物の着付けといった文化などを体験するコンテンツの実施にあたっては、それらに精通する関係住民（団体）の協力を得る。

⑦ 地方自治体で作成される長期的な地域振興計画との関係

「北海道総合計画」(平成28年度～37年度)

2 経済・産業

(6) 多彩な地域資源を活かした世界が憧れる観光立国北海道の更なる推進

■ 食や自然環境など豊富な資源を活かした滞在交流型の観光地づくり

- 観光産業従事者の人材育成をはじめ、交通ネットワークの充実、Wi-Fi 環境の整備、観光主要施設における多言語対応の強化、ムスリム対応など、外国人観光客が安心して快適に旅行できる受入体制の整備を促進します。
- 観光振興に関する様々な取組を地域の状況に応じ効果的に進めるため、本道観光の中核的推進組織である北海道観光振興機構の機能拡充を図るとともに、観光地域づくりの舵取り役としての役割を担う DMO の形成・確立に向けた取組を促進するなど、官民一体となった取組を推進します。

■ 国内外への効果的な誘客活動による旅行市場の拡大

- 旅行市場の更なる拡大が期待される、アジアをはじめとした国内外からの誘客を拡大するため、満足度の高い旅行商品の造成を促進します。また、四季折々の美しい自然や多彩な食、特有の生活文化など、本道の魅力を多様なメディアを活用し、戦略的に発信します。

3 人・地域

(2) 北海道の未来を拓く人材の育成

■ グローバル化に対応した世界で活躍できる多様な人材の育成

活力ある未来を拓くため、若者の留学支援や世界を舞台に活躍できる人材の育成、既成概念にとらわれないアイデアで「新たな価値」を創出する人材の発掘・育成を推進します。

として、整合が図られている。

⑧ 他の類似事業との比較

なし

(4) 都市公園（含翠園）改修事業

① 事業の概要及び期待される効果

岩内町は寛延4年（1751年）、岡田弥三右衛門が岩内場所を請け負い、それが開基とされる。明治時代に入りニシン漁により地域は栄え、ニシン漁で得た莫大な富を背景に、過酷なニシン漁での犠牲者や家族を弔うため、親方衆は寺社仏閣への多額な御布施を施し、更には本州より宮大工や人夫を呼び寄せ、絢爛豪華な寺社仏閣群が集積されていった。

岩内神社へ続く「神社通り」と複数の寺院が点在する「寺町通り（岩が嶺通り）」は、まさしく岩内町がこれまで培ってきた産業と歴史・文化の集積地区であることから、「歴史ふれあいゾーン」として保全・活用し、岩内の歴史・文化を情報発信しているところである。

「歴史ふれあいゾーン」を構成する岩内郷土館は、昭和46年5月、町制施行70周年を記念して開館され、地域の歴史や風土の理解を通して郷土愛を育て、町を訪れる人々へ岩内町の歴史や文化を伝え、郷土の歴史的資料を大切に保管する役割を担っている。岩内神社は寛政年間（1789年）に建立され、230年余の歴史を守り続けており、地域住民や近隣町村、更には海外からの外国人観光客も訪れる岩内神社例大祭など四季折々の伝統神事が脈々と受け継がれている。浄土宗岩内山帰厚院は安政3年（1856年）開山の歴史を持ち、岩内地域最古の寺院であり、関東以北最大の金箔木造の阿弥陀如来像が祀られており、昭和44年岩内町有形文化財第一号に指定されている。そのほか、曹洞宗全修寺、日蓮宗蓮華寺、浄土真宗本願寺派光照寺、真宗高田派願誠寺、阿弥陀寺、高野山真言宗本弘寺、真宗大谷派智恵光寺がある。

そのような中で含翠園は、明治33年に造園され、平成27年に都市公園（風致公園）として登録され、四季を通じて様々な景観を楽しむことができ、造園当時より多くの地域住民の憩いの場としての役割を担ってきた。また、明治・大正期の栄華を感じることでできる歴史的にも大変貴重な庭園である。近年は、ニセコ地区を中心に外国人旅行者が急増しており、岩内町でも円山地区のリゾート開発が進むなど、外国人旅行者の増加傾向（平成25年度外国人宿泊客延数141人に対し、平成29年度は337人）がみられ、外国人観光客向けのパッケージツアーとして「歴史ふれあいゾーン」の施設を活用した「帰厚院大仏像見物・雅楽・和太鼓体験ツアー」や「岩内神社例大祭見学ツアー」など日本らしさを感じられる体験ツアーの商品化が進められている。含翠園は「歴史ふれあいゾーン」のうち、徒歩で散策することが可能なゾーンの中央に立地していることから、ゾーン内の回遊性を強化するための拠点施設に位置付けられる。外国人観光客に日本らしさを感じさせる当施設は、観光施設として重要な役割を果たす可能性を秘めているが、老朽化が著しいことから、今般多発する災害の影響を受けやすい状態であり、塀の改修やトイレ・休憩所の設置などの施設の保全・整備を行い、含翠園本来の魅力を取り戻し、一層利用しやすくなることで、岩内町における寺院と神社を結ぶ「歴史ふれあいゾーン」の中間に位置する施設として、外国人を対象としたモニターツアーの実施など多くの人に利用されることで、地域の歴史を広く発信する観光資源の一つとなるとともに、住民の憩いの場としての役割を果たす。

観光資源としての活用については、北海道も部会員となる岩宇まちづくり連携協議会（広域観光部会）での検討内容を踏まえて進める。

なお、自由に建物（茶室）内への出入りができるよう、地域のNPOやボランティア団体等の協力も得ながら管理人を配置することも5年間の整備を進める中で検討する。

【成果指標】含翠園の年間利用者数 5,300人（平成36年度）

※基準値 180人（平成29年度）

② 事業内容及び年度別実施スケジュール

<事業内容>

【実施主体】

岩内町

【事業箇所】

岩内町字高台

【事業内容】

含翠園は、岩内町の唯一の風致公園として歴史的に貴重な庭園と建造物という評価があるものの、長年十分な手がかけられず埋もれた状態にあるため、ごく限られた茶室の利用などにとどまっている。この度の改修事業は、この潜在的に埋もれた町の財産を地域資源として掘り起こし、観光施設や住民の憩いの場としての活用を図るための必要な改修整備を行う。

含翠園（全体の面積：6,827.3㎡）

(H32) 塀の改修：木造大和塀 延長L=300m 高さH=1.3m

現在の塀は、単管支柱に亜鉛メッキ鋼板を張り合わせた簡素な造りであり、全体的に腐食が進んでおり、一部脱落している箇所もあることから見た目も悪い。また、強風の影響で鋼板が剥がれ飛び、建物（茶室）や近隣家屋に被害を与えることから早急な改修が必要である。改修方法は、木造の大和塀で整備することで庭園と近代和風建築の茶室との調和がはかられ、庭園としての魅力の向上が期待できる。

(H32) 雑木処理：処分本数N=250本

園内の樹木は、長年手入れが不十分な部分もあり、多くの雑木が群生している。中には枯死している木も内在しており、倒木により利用者に被害を与えることから、園内全体の樹木の選別・処分を行う必要がある。さらに選別するなかで、松、梅、桜、タモ、つつじ、藤といった樹木を巧みに配置し、かつての庭園空間を復活させ、庭園の価値を高めることができる。

(H32) 池の整備：清掃面積S=1,000㎡ 木橋改修L=23m

園内の池は、長年の腐食した落ち葉がヘドロ状に堆積しており、池周囲の石も欠落している箇所もある。また、中島までの木橋が腐朽しており、現在は通行禁止となっている。また石灯籠は、一部転倒している箇所もあることから非常に見栄えが悪いものとなっている。樹木の選別と池の整備を複合的に行うことにより、相乗的に庭園の価値を高めることができる。

(H33) トイレの新設：延べ床面積S=40㎡

庭園を散策する方より、園内で気軽に休憩する施設がほしいとの要望があることから、いつでも利用できる休憩場の整備が必要であり、あわせて、屋外トイレも一体的に整備することで、建物（茶室）が閉館中の場合でも気軽に庭園を利用することが可能となる。

(H34) 休憩場の新設：延べ床面積S=72㎡

(H35) 建物（茶室）の復元改修及び展示施設の新設

大正9年に建築された建物（茶室）は、外壁の欠落や鉄部材腐食、雨漏り箇所の存在など劣化が進んでおり、家屋の保存の観点からもこれ以上の劣化進行を防ぐため、早急に改修が必要である。改修で復元された建物（茶室）は、庭園と一体化して趣のある空間を創出するほか、茶室内部は、定時に開放し、またイベ

ント等で利用希望者にも開放するなど、見学も含め、茶道、華道などの純和風体験の催しの場としての利用が増大し、岩内町の観光スポットとして期待できる。また、建物内の一部を利用し大正時代の含翠園の写真、使用されていたお膳や器、庭園の管理器具等を展示することで、さらに魅力が増すものである。

	現在	事業実施後
管理体制	岩内町	岩内町 ※地域のボランティア団体やNPOの協力
開園期間とその状況	5月1日～10月31日 ・建物（茶室） 通常は施錠（使用時に解錠） ・庭園 開園期間は含翠園入口を施錠せず、常に入ることのできる状態	5月1日～11月30日（予定） ・建物（茶室） 開園期間中、9:00～17:00（予定） 管理人を配置し、上記時間は解錠 ・庭園 開園期間中、9:00～17:00（予定） 上記時間、含翠園入口を解錠

含翠園改修予定概要図



<年度別実施スケジュール>

事業名	年度	年度毎の工事スケジュール				
		H31	H32	H33	H34	H35
都市公園（含翠園）改修事業						
設計						
堀・池改修、雑木処理						
トイレ新設						
休憩場新設						
附属建物改修						

③ 充当しようとする交付金の年度別対象経費及び年度別交付金額

(単位：百万円)

事業名	年度	交付金及び事業費					
		H31	H32	H33	H34	H35	計
都市公園（含翠園）改修事業	事業費	16.0	30.0	41.0	30.3	15.6	132.9
	交付金	16.0	30.0	41.0	30.3	15.6	132.9
設計	事業費	16.0					16.0
	交付金	16.0					16.0
堀・池改修、雑木処理	事業費		30.0				30.0
	交付金		30.0				30.0
トイレ新設	事業費			41.0			41.0
	交付金			41.0			41.0
休憩場新設	事業費				30.3		30.3
	交付金				30.3		30.3
附属建物改修	事業費					15.6	15.6
	交付金					15.6	15.6

④ 上記交付金以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額
なし

⑤ 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営に係る自治体の負担額

○ 施設等の維持・運営主体及び方法

岩内町

○ 自治体の負担

都市公園の維持管理については、地域住民の交流の場でもあることから、含翠園友の会の協力も得ながら、町で適切かつ効率的に維持・管理していく。

維持・管理費の自治体負担は約 1,300 千円/年を予定している。

【内訳】 冬囲い：248 千円、防虫等薬剤散布：72 千円、

草刈り：473 千円、剪定：99 千円、園内清掃：60 千円、

トイレ管理：50 千円、光熱水費：300 千円

また、「岩内町公共施設等総合管理計画」のもと、「含翠園管理計画」を策定し、施設の定期点検や補修の時期、補修費用をあらかじめ想定し、中・長期的な施設の維持・管理を行う。なお、それに係る費用は、「岩内町公共用施設維持修繕・維持補修基金」（H29 末現在 192,658 千円）等を財源に見込むこととする。

⑥ 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

草刈りや清掃を含め含翠園の管理にあたっては、地域のボランティア団体や NPO の協力を得る。

岩内町郷土館、^{きこういん}帰厚院、岩内神社例大祭など岩内町の歴史・文化ゾーンのハードとソフトが一体となって、含翠園の活用に取り組む。

観光資源としての活用については、岩宇まちづくり連携協議会（広域観光部会）と連携して取り組む。

⑦ 地方自治体で作成される長期的な地域振興計画との関係

「岩内町都市計画マスタープラン」（平成 17 年度～36 年度）

IV. 全体構想

3. 将来都市構造

(1) 自然や歴史とのふれあいゾーンづくり

- ・ 寺社や各種遺跡及び庭園等の歴史的遺産の保全・活用を図るとともに、これらを連絡する「歴史の散歩道」の整備を図る。

として、整合が図られている。

⑧ 他の類似事業との比較

当該事業の実施にあたっては、都市公園法に基づき、岩内町が通常行う都市公園整備事業と同じ基準や過去の整備事業の事例を参考に実施する。

2 人材の育成

(1) 岩宇まちづくり連携支援事業（再掲）

※再掲につき、省略

(2) 岩内地域人材開発センター大規模改修事業（再掲）

※再掲につき、省略

【安全・安心な地域づくり】

1 防災対策の強化

(1) 道道茅沼鉱山泊線道路局部改良事業



① 事業の概要及び期待される効果

本路線は、地域住民の重要な生活道路であるとともに、現在整備中の道道泊共和線が完成すると、海岸沿いの国道 229 号と内陸部の国道 5 号を結ぶ重要な避難経路となり、交通量の増加が見込まれる。しかし、現状では舗装のひび割れや側溝及びガードケーブルの劣化が進行しており、道路走行環境の改善が必要であることから、道道泊共和線の事業完了予定年度である平成 34 年度までに道路補修を実施する。

このことにより、安全な交通環境の確保が可能となり、災害時の避難経路としても十分機能することが可能となることから、地域住民の安全・安心に寄与する。

【成果指標】

当該路線全延長 5.1 km のうち、泊共和線の事業完了にあわせ対策が必要な延長に対し、走行環境を改善した割合 100% (平成 34 年度)

※基準値 0% (平成 30 年度)

② 事業内容及び年度別実施スケジュール

<事業内容>

【実施主体】

北海道

【事業箇所】

泊村

【事業内容】

- ・ 道道泊共和線の事業完了予定 (平成 34 年度) までに道路補修を実施
- ・ 道道茅沼鉦山泊線 (起点 (古宇郡泊村茅沼鉦山) ~ 終点 (古宇郡泊村) 延長 5.1km のうち、国道 229 号交点から道道泊共和交点付近までの延長 1.5km の道路補修等 (舗装補修、側溝改修、交通安全施設改修等)

<年度別実施スケジュール>

事業名	年度	年度毎の工事スケジュール				
		H31	H32	H33	H34	H35
道道茅沼鉦山泊線道路局所改良事業						
	道路補修等					

③ 充当しようとする交付金の年度別対象経費及び年度別交付金額

(単位：百万円)

事業名	年度	交付金及び事業費						
		H31	H32	H33	H34	H35	計	
道道茅沼鉦山泊線道路局所改良事業	事業費	10.0	50.0	50.0	50.0		160.0	
	交付金	10.0	50.0	50.0	50.0		160.0	
	道路補修等	事業費	10.0	50.0	50.0	50.0		160.0
		交付金	10.0	50.0	50.0	50.0		160.0

- ④ 上記交付金以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額なし
- ⑤ 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営に係る自治体の負担額
- 施設等の維持・運営主体及び方法
北海道
 - 自治体の負担
道道の維持管理の中で北海道が負担する。
- ⑥ 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制
- 道道改良事業については、全て岩宇4か町村からの提案により北海道が実施するものであり、事業内容について適宜関係町村へ説明し、必要な協力を得る。
- ⑦ 地方自治体で作成される長期的な地域振興計画との関係
- 「北海道総合計画」（平成28年度～37年度）
- 1 生活・安心
 - (7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮
 - 大規模自然災害に対する北海道自ら脆弱性の克服
- 火山噴火や土砂災害、大規模地震、津波、洪水などの各種災害に対応したハザードマップや避難計画の策定、指定緊急避難場所や指定避難所の指定、防災訓練の実施などの取組を促進するほか、道路施設をはじめ治水・砂防・海岸保全など防災上重要な公共施設の整備や適切な維持管理を推進します。
- としており、整合が図られている。
- ⑧ 他の類似事業との比較
- 当該事業の実施に当たっては、道路法の道路として本道が通常行う事業と同じ基準（土木工事積算基準・共通仕様書など）に従って実施する。

(2) 道道岩内蘭越線道路局部改良事業



① 事業の概要及び期待される効果

本路線は災害等の緊急時に地域住民の円滑な避難に資する重要な道路となっている。避難経路に指定されている本路線には約 0.3km の急勾配区間があり、積雪期の安全な交通の確保のためにロードヒーティングが設置されているが、分電盤筐体の腐食など施設の老朽化が進んでおり、漏電や機能低下を防ぐことが必要である。

そのため、ロードヒーティング施設について、筐体の更新及び内部機器の補修を実施する。

このことにより、ロードヒーティングの機能低下に伴う利用者被害や交通規制の発生を回避・抑制することが可能となり、地域住民の安全・安心に寄与する。

【成果指標】

当該路線全延長 3.1km のうち、ロードヒーティング区間の延長 0.2km に対し、走行環境が改善された割合 100% (平成 33 年度)

※基準値 0% (平成 30 年度)

② 事業内容及び年度別実施スケジュール

<事業内容>

【実施主体】

北海道

【事業箇所】

岩内町

【事業内容】

ロードヒーティング施設の更新、補修 26 面

<年度別実施スケジュール>

事業名	年度	年度毎の工事スケジュール				
		H31	H32	H33	H34	H35
道道岩内蘭越線道路局部改良事業						
	調査設計					
	施設工事					

③ 充当しようとする交付金の年度別対象経費及び年度別交付金額

(単位：百万円)

事業名	年度	交付金及び事業費					計
		H31	H32	H33	H34	H35	
道道岩内蘭越線道路局部改良事業	事業費	5.0	44.0	40.0			89.0
	交付金	5.0	44.0	40.0			89.0
調査設計	事業費	5.0					5.0
	交付金	5.0					5.0
施設工事	事業費		44.0	40.0			84.0
	交付金		44.0	40.0			84.0

④ 上記交付金以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額

なし

⑤ 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営に係る自治体の負担額

○ 施設等の維持・運営主体及び方法

北海道

○ 自治体の負担

道道の維持管理の中で北海道が負担する。

⑥ 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

道道改良事業については、全て岩宇4か町村からの提案により北海道が実施するものであり、事業内容について適宜関係町村へ説明し、必要な協力を得る。

⑦ 地方自治体で作成される長期的な地域振興計画との関係

「北海道総合計画」（平成 28 年度～37 年度）

1 生活・安心

（7）強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮

■大規模自然災害に対する北海道自ら脆弱性の克服

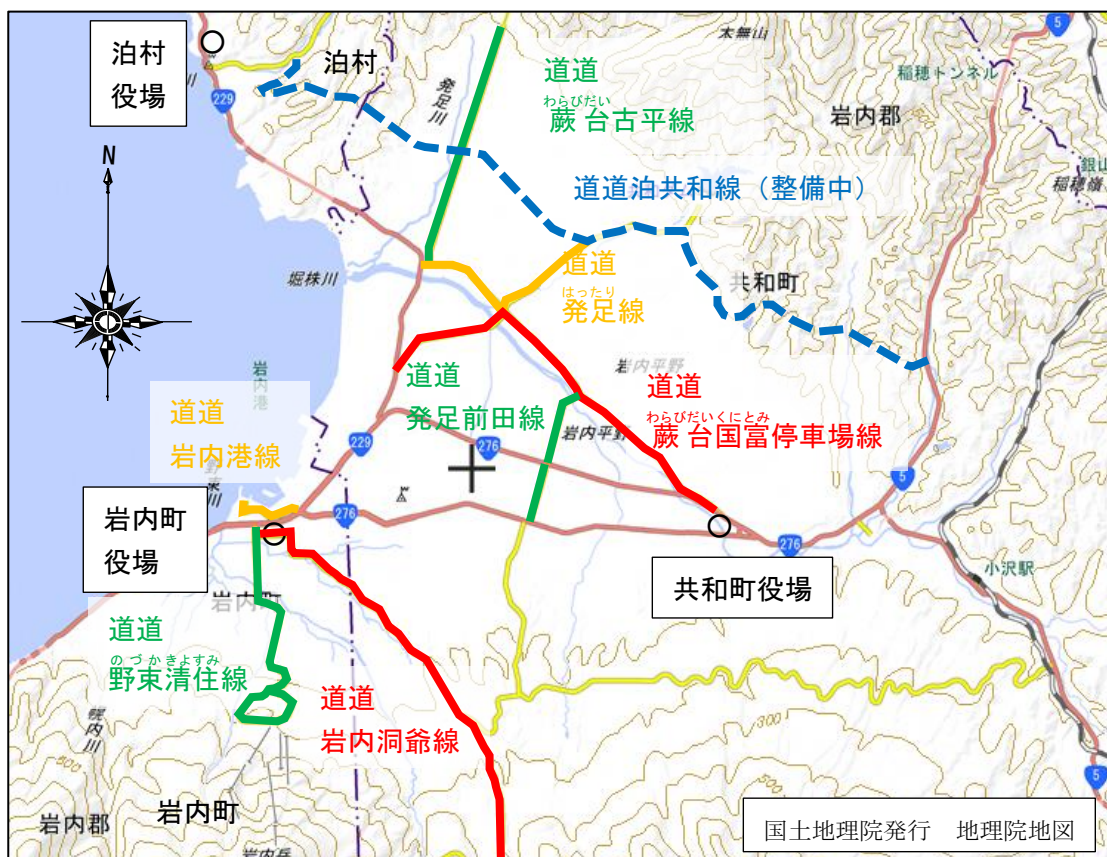
火山噴火や土砂災害、大規模地震、津波、洪水などの各種災害に対応したハザードマップや避難計画の策定、指定緊急避難場所や指定避難所の指定、防災訓練の実施などの取組を促進するほか、道路施設をはじめ治水・砂防・海岸保全など防災上重要な公共施設の整備や適切な維持管理を推進します。

としており、整合が図られている。

⑧ 他の類似事業との比較

当該事業の実施に当たっては、道路法の道路として本道が通常行う事業と同じ基準（土木工事積算基準・共通仕様書など）に従って実施する。

(3) 道道岩内洞爺線ほか道路局部改良事業



① 事業の概要及び期待される効果

海岸沿いの国道 229 号に沿う岩宇地域では、災害等の緊急時に地域住民の円滑な避難や救援活動に資する重要な道路として、内陸部へ向かう複数の道道が緊急輸送道路等に指定されているが、夜間の安全な避難にも資する道路照明の老朽化が進んでおり、倒壊などを未然に防止するために更新等が必要な道路照明がある。

そのため、健全性判定結果により予防保全の観点から措置を講ずることが望ましいとされている道路照明の更新等を行う。

このことにより、道路照明の倒壊等による利用者被害や交通規制などの発生を回避・抑制することが可能となり、災害時の安全な避難も確保され、地域住民の安全・安心に寄与する。

【成果指標】

4 か町村における道道の道路照明施設数 292 基のうち、異常ありの診断 79 基に対策を実施した割合 42% (平成 33 年度)

※基準値 0% (平成 29 年度)

② 事業内容及び年度別実施スケジュール

<事業内容>

【実施主体】

北海道

【事業箇所】

共和町、岩内町ほか

【事業内容】

道路照明施設の更新、補修 33基（7路線）

<年度別実施スケジュール>

事業名	年度	年度毎の工事スケジュール				
		H31	H32	H33	H34	H35
道道岩内洞爺線ほか道路局部改良事業						
	調査設計					
	施設工事					

③ 充当しようとする交付金の年度別対象経費及び年度別交付金額

（単位：百万円）

事業名	年度	交付金及び事業費					
		H31	H32	H33	H34	H35	計
道道岩内洞爺線ほか 道路局部改良事業	事業費	2.0	12.0	14.0			28.0
	交付金	2.0	12.0	14.0			28.0
調査設計	事業費	2.0					2.0
	交付金	2.0					2.0
施設工事	事業費		12.0	14.0			26.0
	交付金		12.0	14.0			26.0

④ 上記交付金以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額

なし

⑤ 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営に係る自治体の負担額

○ 施設等の維持・運営主体及び方法

北海道

○ 自治体の負担

道道の維持管理の中で北海道が負担する。

⑥ 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

道道改良事業については、全て岩宇4か町村からの提案により北海道が実施するものであり、事業内容について適宜関係町村へ説明し、必要な協力を得る。

⑦ 地方自治体で作成される長期的な地域振興計画との関係

「北海道総合計画」（平成 28 年度～37 年度）

1 生活・安心

（7）強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮

■大規模自然災害に対する北海道自ら脆弱性の克服

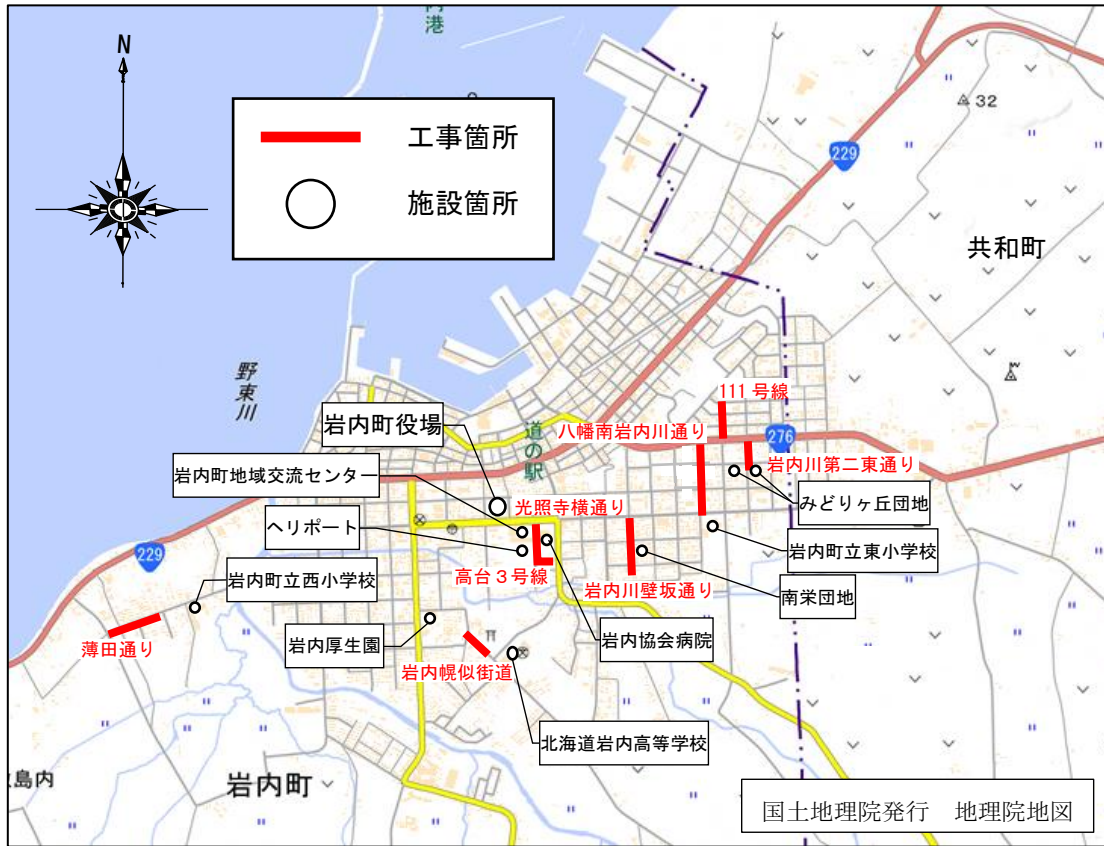
火山噴火や土砂災害、大規模地震、津波、洪水などの各種災害に対応したハザードマップや避難計画の策定、指定緊急避難場所や指定避難所の指定、防災訓練の実施などの取組を促進するほか、道路施設をはじめ治水・砂防・海岸保全など防災上重要な公共施設の整備や適切な維持管理を推進します。

としており、整合が図られている。

⑧ 他の類似事業との比較

当該事業の実施に当たっては、道路法の道路として本道が通常行う事業と同じ基準（土木工事積算基準・共通仕様書など）に従って実施する。

(4) 岩内町道整備事業



① 事業の概要及び期待される効果

岩内町地域防災計画において津波避難対象地域の住民が避難所に安全に避難するための津波災害避難路に位置付けられている町道八幡南岩内川通りなどの7路線においては、道路の路盤構成が脆弱であるため、融雪期には亀甲状クラック、轍掘れ、ポットホールが発生しており、安全な交通に支障が生じている。また、町道薄田通りは歩道が未整備であることから、災害時に安全に避難できない状況にある。そのため、舗装の補修及び舗装の新設を行い、安全な交通環境を確保するとともに、歩道を新設することにより、災害時にも安全に避難できる道路環境を整備することで、地域住民の安全・安心に寄与する。

【成果指標】

津波災害避難路の当該路線において、舗装、舗装改修及び歩道新設が必要な延長(1.715km)のうち、走行・歩行環境が改善された割合 76% (平成35年度)
 ※基準値 0% (平成30年度)

② 事業内容及び年度別実施スケジュール

<事業内容>

【実施主体】

岩内町

【事業箇所】

岩内町

【事業内容】

・舗装補修

(H31～H34) 光照寺横通り舗装補修 延長 L=163m 幅 W=7.5m

(H32) 岩内川第二東通り舗装補修 延長 L=109m 幅 W=7.5m

(H32～H34) 八幡南岩内川通り舗装補修 延長 L=308m 幅 W=7.5m

(H33～H34) 岩内川壁坂通り舗装補修 延長 L=248m 幅 W=7.5m

(H35) 111号線舗装補修 延長 L=161m 幅 W=7.5m

(H35) 岩内幌似街道舗装補修 延長 L=70m 幅 W=7.5m

・舗装新設

(H31) 高台3号線舗装新設 延長 L=65m 幅 W=7.2m

・歩道新設

(H31) 薄田通り歩道新設 延長 L=189m 幅 W=9.4m(車道6.9m 歩道2.5m)

<年度別実施スケジュール>

事業名	年度	年度毎の工事スケジュール				
		H31	H32	H33	H34	H35
岩内町道整備事業						
	舗装補修工事					
	舗装新設工事					
	歩道新設工事					

③ 充当しようとする交付金の年度別対象経費及び年度別交付金額

(単位：百万円)

年度 事業名		交付金及び事業費					
		H31	H32	H33	H34	H35	計
岩内町道整備事業	事業費	50.6	40.0	36.0	38.0	36.0	200.6
	交付金	50.6	40.0	36.0	38.0	36.0	200.6
舗装補修工事	事業費	6.0	40.0	36.0	38.0	36.0	156.0
	交付金	6.0	40.0	36.0	38.0	36.0	156.0
舗装新設工事	事業費	9.0					9.0
	交付金	9.0					9.0
歩道新設工事	事業費	35.6					35.6
	交付金	35.6					35.6

④ 上記交付金以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額

なし

⑤ 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営に係る自治体の負担額

○ 施設等の維持・運営主体及び方法

岩内町

○ 自治体の負担

町道の維持管理の中で岩内町が負担する。

⑥ 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

本事業は町民からの要望により岩内町が実施するものであり、事業内容について適宜町民へ説明し、必要な協力を得る。

⑦ 地方自治体で作成される長期的な地域振興計画との関係

「岩内町過疎地域自立促進市町村計画」（平成 28 年度～32 年度）

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点（道路）

- ・国道 229 号以南の町道は、車道部分のみ防じん舗装で歩道部分は未整備の区間が多く残されていることから、今後においては、防じん舗装の修繕や簡易舗装及び高級舗装の必要性・緊急性を総合的に判断した中で、計画的な整備が必要となっています。

としており、整合が図られている。

また、平成 33 年度からの「岩内町過疎地域自立促進市町村計画」においても道路整備に関する施策として登載予定。

⑧ 他の類似事業との比較

当該事業の実施に当たっては、道路法の道路として岩内町が通常行う事業と同じ基準（土木工事積算基準・共通仕様書など）に従って実施する。

(5) ほりかつぶ 堀株川ほか河川改修事業



① 事業の概要及び期待される効果

堀株川流域には、災害等の緊急時に地域住民の円滑な避難や救援活動に資する重要な道路である国道及び道道が並行しているほか、防災上重要な避難施設である中学校も立地しているが、河道内の堆積土砂や樹木等により河川の流下能力が低下しており、出水時の洪水氾濫の原因になる恐れがあることから、早期の対策が必要である。

そのため、堀株川水系の堀株川、発足川、泥川の河道内堆積土砂の除去、樹木伐採を実施する。

このことにより、洪水被害が軽減され災害等緊急時の円滑な避難や救援活動が可能となることで、地域住民の安全・安心に大きく寄与する。

【成果指標】

当該河川の合計管理延長 21.5km のうち、河積阻害^{かせきそがい}の改善が必要な箇所において対策を実施した割合 100% (平成 32 年度)

※基準値 0% (平成 28 年度)

② 事業内容及び年度別実施スケジュール

<事業内容>

【実施主体】

北海道

【事業箇所】

共和町

【事業内容】

河道内堆積土砂の掘削、樹木伐採 10.4km（3河川）

<年度別実施スケジュール>

事業名	年度	年度毎の工事スケジュール				
		H31	H32	H33	H34	H35
掘株川ほか河川改修事業						
	掘削、伐木					

③ 充当しようとする交付金の年度別対象経費及び年度別交付金額

（単位：百万円）

事業名	年度	交付金及び事業費					
		H31	H32	H33	H34	H35	計
掘株川ほか河川改修事業	事業費	63.0	57.0				120.0
	交付金	63.0	57.0				120.0
掘削、伐木	事業費	63.0	57.0				120.0
	交付金	63.0	57.0				120.0

④ 上記交付金以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額
なし

⑤ 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営に係る自治体の負担額

- 施設等の維持・運営主体及び方法

北海道

- 自治体の負担

道管理河川の維持管理の中で北海道が負担する。

⑥ 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

本事業は共和町からの提案により北海道が実施するものであり、事業内容について適宜共和町へ説明し、必要な協力を得る。

⑦ 地方自治体で作成される長期的な地域振興計画との関係

「北海道総合計画」（平成 28 年度～37 年度）

1 生活・安心

（7）強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮

■大規模自然災害に対する北海道自ら脆弱性の克服

火山噴火や土砂災害、大規模地震、津波、洪水などの各種災害に対応したハザードマップや避難計画の策定、指定緊急避難場所や指定避難所の指定、防災訓練の実施などの取組を促進するほか、道路施設をはじめ治水・砂防・海岸保全など防災上重要な公共施設の整備や適切な維持管理を推進します。

としており、整合が図られている。

⑧ 他の類似事業との比較

当該事業の実施に当たっては、知事が管理する法河川として、本道が通常行う事業と同じ基準（土木工事積算基準・共通仕様書など）に従って実施する。

(6) ^{たま}玉川河川改修事業



① 事業の概要及び期待される効果

玉川流域には、現在整備されている道道泊共和線の完成により、海岸沿いの国道229号と内陸部の国道5号を結ぶ重要な避難経路となる道道茅沼鉦山泊線が並行しているが、河川洗掘に伴う護岸の損壊・損傷が進み、出水時の洪水氾濫の原因になる恐れがあることから、早期の対策が必要である。

このことにより、洪水氾濫が軽減され、避難経路の道道茅沼鉦山泊線の通行が確保され、災害等緊急時の円滑な避難や救援活動が可能となり、地域住民の安全・安心に大きく寄与する。

【成果指標】

当該河川の全管理延長5.2kmのうち、護岸改修が必要な延長に対策を実施した割合
32% (平成32年度)
※基準値 13% (平成30年度)

② 事業内容及び年度別実施スケジュール

<事業内容>

【実施主体】

北海道

【事業箇所】

泊村

【事業内容】

護岸改修 1.0km (左右岸各0.5km)

<年度別実施スケジュール>

事業名	年度	年度毎の工事スケジュール				
		H31	H32	H33	H34	H35
玉川河川改修事業						
	護岸改修工事					

③ 充当しようとする交付金の年度別対象経費及び年度別交付金額

(単位：百万円)

事業名	年度	交付金及び事業費					
		H31	H32	H33	H34	H35	計
玉川河川改修事業	事業費	40.0	40.0				80.0
	交付金	40.0	40.0				80.0
護岸改修工事	事業費	40.0	40.0				80.0
	交付金	40.0	40.0				80.0

④ 上記交付金以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額

なし

⑤ 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営に係る自治体の負担額

- 施設等の維持・運営主体及び方法

北海道

- 自治体の負担

道管理河川の維持管理の中で北海道が負担する。

⑥ 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

本事業は泊村からの提案により北海道が実施するものであり、事業内容について適宜泊村へ説明し、必要な協力を得る。

⑦ 地方自治体で作成される長期的な地域振興計画との関係

「北海道総合計画」(平成28年度～37年度)

1 生活・安心

(7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮

■大規模自然災害に対する北海道自ら脆弱性の克服

火山噴火や土砂災害、大規模地震、津波、洪水などの各種災害に対応したハザードマップや避難計画の策定、指定緊急避難場所や指定避難所の指定、防災訓練の実施などの取組を促進するほか、道路施設をはじめ治水・砂防・海岸保全など防災上重要な公共施設の整備や適切な維持管理を推進します。

としており、整合が図られている。

⑧ 他の類似事業との比較

当該事業の実施に当たっては、知事が管理する法河川として、本道が通常行う事業と同じ基準(土木工事積算基準・共通仕様書など)に従って実施する。

(7) 防災行政無線施設整備事業

① 事業の概要及び期待される効果

共和町では、昭和 56 年から防災行政無線の運用を開始し、同報系については平成 15 年度に更新整備した機器を現在運用しており、災害時の情報伝達手段の基幹として重要な役割を担ってきた。

しかし、電波法令の改正により、総務省はアナログ方式の防災行政無線からデジタル方式への早期移行を推進する中、移動系設備については運用開始以来更新しておらず、機器の老朽化による故障や不具合が多くなっていることから、デジタル方式の新たな防災行政無線の整備が必要となっている。

そのため、役場に設置する親局設備から町内に設置する子局（屋外拡声子局・戸別受信機）に対して、防災情報や行政情報の提供を行い、災害時の住民の生命の安全と財産の保護を目的として設置される同報系設備である、操作卓、町内 21 箇所を設置している屋外拡声子局、全戸配布している戸別受信機等の、また、災害発生時に災害対策本部と避難所などとの連絡体制を確立し、被災地域の救援・救護、避難誘導、被害状況の調査などを的確に行うことを目的として設置される移動系設備である、車載型無線機や携帯型無線機等のデジタル化を行う。

このことにより、現在の設備では音声のみの情報伝達しかできないが、デジタル化することによりデータ通信が可能となり、音声伝達のみならず画像や文字伝送などのデータ通信を行い、各種情報の収集や配信を迅速に行うことができるようになるため、これまでよりも迅速で正確な災害対応が可能となり、地域住民の安心・安全に大きく寄与する。

【成果指標】 災害関係情報のデータ通信件数 10 件（平成 34 年度）

※ 基準値 0 件（平成 29 年度）

② 事業内容及び年度別実施スケジュール

<事業内容>

【実施主体】

共和町

【事業箇所】

共和町

【事業内容】

防災行政無線システムのアナログ方式からデジタル方式への設備更新

- ・調査設計
- ・同報系設備工事

※同報系設備とは、役場に設置する親局設備から町内に設置する子局（屋外拡声子局・戸別受信機）に対して、防災情報や行政情報の提供を行い、災害時の住民の生命の安全と財産の保護を目的として設置される設備

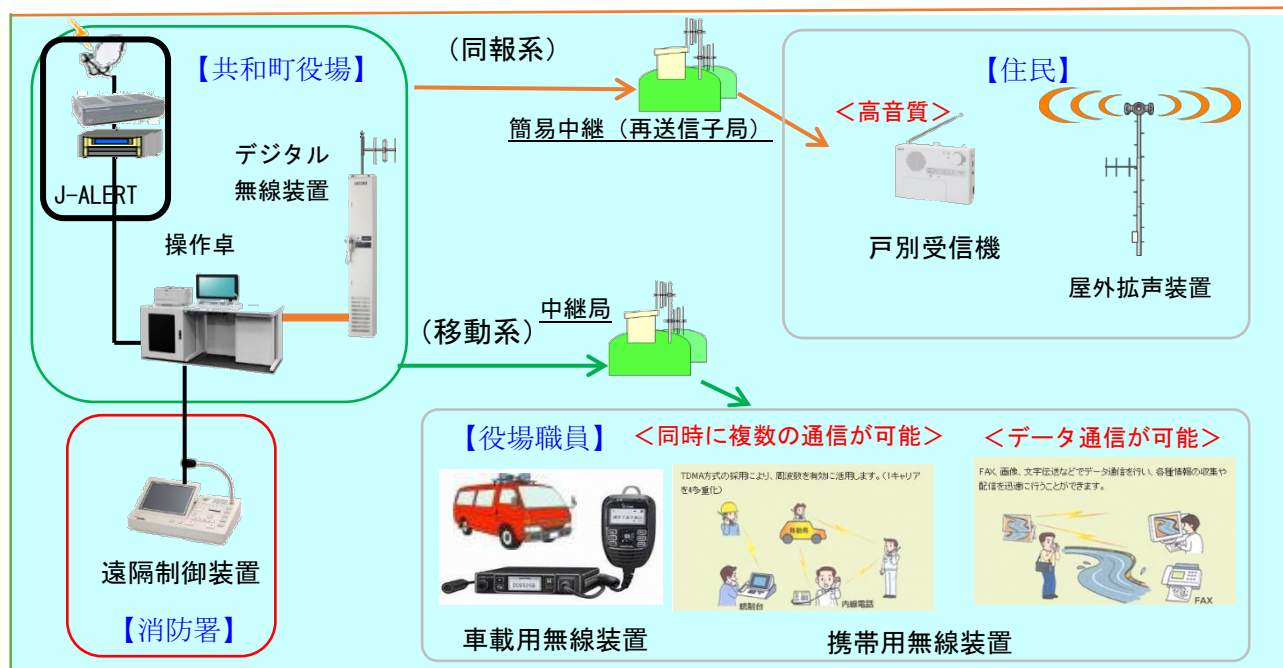
（操作卓 1 式、自動プログラム送出装置 1 式、自動通信記録装置 1 式、音源卓 1 式、地図表示盤 1 式、無線送受信装置 1 式、直流電源装置 1 式、自動起動用発動発電機 1 式、耐雷トランス 1 式、同軸避雷器 1 個、B 型遠隔制御装置 1 式、再送信子局装置 1 式、避雷針 1 式、屋外拡声子局装置 21 式、戸別受信機 2,900 台 等）

・移動系設備工事

※移動系設備とは、災害発生時に災害対策本部と避難所などの連絡体制を確立し、被災地域の救援・救護、避難誘導、被害状況の調査などを的確に行うことを目的として設置される設備

(統制局設備 1 式、録音再生装置 1 式、統制局無線機 1 式、3 段コーリニアアンテナ 1 本、同軸避雷器 1 式、空中線フィルタ 1 基、無停電電源装置 1 台、自動起動用発動発電機 2 式、中継局舎 2 式、車載型無線機 56 式、携帯型無線機 43 式 等)

防災行政無線システム図



※J-ALERT（全国瞬時警報システム）：通信衛星と同報系防災行政無線や有線電話放送を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム。総務省が開発・整備。当該事業の対象には含んでいない。

<年度別実施スケジュール>

事業名	年度	年度毎の工事スケジュール				
		H31	H32	H33	H34	H35
防災行政無線施設整備事業			■	■		
調査設計			■			
同報系施設整備工事				■		
移動系設備整備工事				■		

③ 充当しようとする交付金の年度別対象経費及び年度別交付金額

(単位：百万円)

事業名		年度	交付金及び事業費				
			H31	H32	H33	H34	H35
防災行政無線施設整備事業	事業費		59.1	591.0			650.1
	交付金		-	435.6			435.6
調査設計	事業費		59.1				59.1
	交付金		-				-
防災行政無線施設整備工事	事業費			591.0			591.0
	交付金			435.6			435.6

④ 上記交付金以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額
なし

⑤ 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営に係る自治体の負担額

○ 施設等の維持・運営主体及び方法

共和町

○ 自治体の負担

防災行政無線施設の維持管理費は恒常的に必要なものであるため、町で適切かつ効率的に管理・運営を行う。平成 30 年度の防災無線の維持運営費は約 2,500 千円であり、施設更新後も同額程度と見込んでいる。

⑥ 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

年に 1 回程度、戸別受信機が停電時であっても稼働するよう、電池の確認・交換を町民に依頼し、協力を得る。

⑦ 地方自治体で作成される長期的な地域振興計画との関係

「第 7 次共和町総合計画」(平成 21 年度～30 年度)

基本方針 1 環境にやさしく、住みごこちの良いまち

1 防災

②防災行政無線の維持管理

・防災行政無線の利便性や機能性の向上を図るため、デジタル化による施設整備や適切な維持管理に努めます。

として、整合が図られている。

また、平成 31 年度からの第 8 次共和町総合計画においても防災に関する施策として登載予定。

⑧ 他の類似事業との比較

なし

2 行政サービスの充実にに向けた基盤の整備

(1) 岩内町民体育館大規模改修事業

① 事業の概要及び期待される効果

岩内町民体育館は、唯一岩内町で通年開設しているスポーツ活動の拠点施設として、放課後児童・生徒による軽スポーツ利用、ミニバスケットボール、陸上少年団による日々の練習や、地域住民スポーツ団体によるバレーボール、バスケットボール、バドミントンなどの定期的な夜間利用、週末には岩宇地域や後志地区の各種スポーツ大会が開催されるなど、多くの地域住民及び周辺住民に利用されている施設であり、災害時の避難所として指定している施設でもある。しかしながら、供用開始から約40年が経過しており、カーテンの破損により日差しが漏れ視界不良となることからバレーボールやバドミントン大会の開催が見送られるなど、地域住民の利用促進に支障を来している。また、非構造部材耐震改修が未実施であることから、被災時における二次被害の拡大が懸念されるため、施設の安全対策及び長寿命化が喫緊の課題となっている。これらの課題を解消するため、天井や外壁、内壁、照明器具、窓枠ガラス、放送設備、体育器具、暖房設備、カーテンなど非構造部材の耐震調査及びその調査結果に基づく大規模改修を実施し、多くの地域住民が安心して利用できるスポーツ活動の拠点施設として、さらには災害時における避難所として安全対策を講じる必要がある。

【成果指標】 岩内町民体育館の年間利用者数 23,500人(平成33年度)

※ 基準値 22,411人(平成29年度)

② 事業内容及び年度別実施スケジュール

<事業内容>

【実施主体】

岩内町

【事業箇所】

岩内町字高台

【事業内容】

岩内町民体育館は供用開始後40年経過しているが、非構造部材耐震改修が未実施であることから、施設の安全対策及び長寿命化対策のため非構造部材耐震化の調査業務及び大規模改修工事を実施する。

※岩内町民体育館(昭和52年供用開始)

鉄骨造1階建(一部に2階ギャラリー有り)、延べ床面積2,401㎡

・非構造部材耐震化調査

(天井、外壁、内壁、照明器具、窓枠ガラス、放送設備、体育器具(バスケットゴール、登り棒)、暖房設備、カーテン)

・大規模改修工事

(天井、外壁、内壁、照明器具、窓枠ガラス、放送設備、体育器具(バスケットゴール、登り棒)、暖房設備、カーテンの改修及び調査業務の結果により必要となる改修)

<年度別実施スケジュール>

事業名	年度	年度毎の工事スケジュール				
		H31	H32	H33	H34	H35
岩内町民体育館大規模改修事業						
	非構造部材耐震化調査					
	大規模改修工事					

③ 充当しようとする交付金の年度別対象経費及び年度別交付金額

(単位：百万円)

事業名	年度	交付金及び事業費					
		H31	H32	H33	H34	H35	計
岩内町民体育館大規模改修事業	事業費	2.0	100.0				102.0
	交付金	2.0	100.0				102.0
非構造部材耐震化調査	事業費	2.0					2.0
	交付金	2.0					2.0
大規模改修工事	事業費		100.0				100.0
	交付金		100.0				100.0

④ 上記交付金以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額
なし

⑤ 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営に係る自治体の負担額

○ 施設等の維持・運営主体及び方法

岩内町（管理委託）

○ 自治体の負担

整備した施設の維持管理については、地域住民の交流・健康増進の場として、町が適切に維持・管理していく。自治体の負担：10,000 千円/年

⑥ 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

スポーツ大会の開催及び誘致にあたり、例えば、岩内バスケットボール協会が記念事業としてレバンガ北海道との連絡調整、交流会運営を行うなど、利用団体や関係競技団体等からの協力を得る。

⑦ 地方自治体で作成される長期的な地域振興計画との関係

「第7期岩内町社会教育中期計画」（平成29年度～33年度）

第2章 社会教育中期計画 （2）現状と課題・主要施策

2 文化・スポーツ活動 〈主要施策〉

②スポーツの振興

・スポーツ活動施設の利用促進（パークゴルフ場、町民プール、町民体育館）及び施設整備の充実

として、整合が図られている。

⑧ 他の類似事業との比較

当該事業の実施については、建築基準法に基づき、岩内町が通常行う公共施設の建築事業と同様の基準や過去の事業事例を参考に実施する。

(2) 岩内地域人材開発センター大規模改修事業

① 事業の概要及び期待される効果

当センターは、道立職業訓練学校の廃止に伴い平成7年より岩内町に移管され、以後、職業技術者の育成施設として、岩宇4町村官民協働の運営協会により各種事業を実施している。

小樽市を除く後志管内唯一の職業訓練施設として職業能力開発促進法による土木工事・建設工事等の認定訓練を実施している他、独自に介護職や一般事務職の能力研修等も実施し、地域の人材育成の場として、重要な位置づけとなっている。

当センターは、雇用ニーズに応えるため、各種訓練を実施しているものの、体育館では、照明が暗く、また暖房が1カ所で能力も低いことから、照度・温度が十分に確保できず、怪我や事故が懸念されるため、冬場の建設業・介護職の訓練が実施できない状況となっている。0A教室については、2部屋のうち1部屋は、照明設備の故障箇所が多く、完全に使用できない状況であり、もう1部屋は、照明設備の機能低下から、夜には照度が充分確保できないため、勤務終了後にスキルアップを希望する在職者向け夜間講習などが実施できない状況である。また、暖房設備については、部屋の隅々まで、十分に温かくならず、利用者からも不満の声が上がっている。更に、トイレ設備がバリアフリーとなっていないため、障がい者や高齢者の求職者を対象とした職業訓練を実施できないなど、設備の機能低下や一部故障から、訓練の実施に当たり十分な環境が整っていない状況である。

このため、体育館の耐震化を含め当センターの大規模改修を実施することで、地域の人材育成の環境を充実させ、雇用促進と地域産業の活性化を図る。

【成果指標】 岩内地域人材開発センターの年間利用者数 17,000人（平成34年度）

※基準値 15,300人（平成29年度）

② 事業内容及び年度別実施スケジュール

<事業内容>

【実施主体】

岩内町

【事業箇所】

岩内町字東山

【事業内容】

岩内地域人材開発センター大規模改修及び耐震化
(体育館の耐震化及び大規模改修、照明器具のLED化等)

[センター本体]

平成7年建築、鉄筋コンクリート2階建、延べ床面積620.4㎡
(1階312.5㎡、2階307.9㎡)

1階：事務室(42㎡)、講師室(24㎡)、実習室(96㎡)

2階：研修室1(41㎡)、研修室2(35㎡)、0A室1(60㎡)、
0A室2(47㎡)、相談室(19㎡)

- ・屋根、外壁の全面改修
- ・換気設備、トイレの改修
- ・照明設備のLED化
- ・暖房設備の更新(事務室、講師室、実習室、研修室1・2、0A室1・2、相談室)

[体育館]

昭和 49 年建築、鉄骨造 1 階建、延べ床面積 562.5 m²

- ・屋根、外壁の全面改修
- ・コート床のワックス、ライン改修
- ・耐震壁、鉄骨補強による耐震化
- ・暖房設備の更新

<年度別実施スケジュール>

事業名	年度	年度毎の工事スケジュール				
		H31	H32	H33	H34	H35
岩内地域人材開発センター大規模改修事業						
	耐震診断業務					
	耐震改修等実施設計業務					
	大規模改修工事					

③ 充当しようとする交付金の年度別対象経費及び年度別交付金額

(単位：百万円)

事業名	年度	交付金及び事業費					
		H31	H32	H33	H34	H35	計
岩内地域人材開発センター大規模改修事業	事業費	6.0	5.0	94.0			105.0
	交付金	6.0	5.0	94.0			105.0
耐震診断業務	事業費	6.0					6.0
	交付金	6.0					6.0
耐震改修等実施設計業務	事業費		5.0				5.0
	交付金		5.0				5.0
大規模改修工事	事業費			94.0			94.0
	交付金			94.0			94.0

④ 上記交付金以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額

なし

⑤ 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営に係る自治体の負担額

○ 施設等の維持・運営主体及び方法

岩内地域人材開発センター運営協会

○ 自治体の負担

施設の維持管理について岩宇 4 か町村は、運営主体の岩内地域人材開発センター運営協会へ運営費を補助し適切に維持・管理していく。自治体の負担額：4,730 千円（運営費補助金）

⑥ 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

運営母体の職業訓練法人「岩内地域人材開発センター運営協会」は、岩内建設業協会、岩内商工会議所、泊商工会、岩内建築業会、共和建設業協会、泊建設業協会、神恵内村商工会、共和町商工会で構成されていることから、受講者の周知には、これらの団体を経由し、地域の建設会社、土木会社等の従業員に周知徹底を図り、会社や本人の希望に添った資格取得・人材育成を推進するための協力を得る。また、ハローワークや観光協会とも連携をとって訓練等を実施する。

⑦ 地方自治体で作成される長期的な地域振興計画との関係

「岩内町総合戦略」（平成 27 年度～31 年度）

基本目標 1 安定した雇用の創出

重点項目③：岩宇地域 4 町村広域での若年労働者の就労支援、定着促進を図る

- ・岩宇地域は同一経済圏であることから、若年層等が就労できる事業所が多い岩内町で若年者や子育てで離職している女性を対象に、就労に向けた基礎研修や経済団体・就労支援機関と連携し、職場研修などを実施する。
- ・受講者のために資格取得を幅広く実施し、若年層等の就労の定着を促進する。

として、整合が図られている。

また、平成 32 年度からの「岩内町総合戦略」や、平成 31 年度からの「岩内町産業振興計画（平成 31 年度～平成 35 年度）」においても安定した雇用の創出に関する施策として掲載予定。

⑧ 他の類似事業との比較

当該事業の実施については、建築基準法に基づき、岩内町が通常行う公共施設の建築事業と同様の基準や過去の事業事例を参考に実施する。

(3) 都市公園（含翠園）改修事業（再掲）

※再掲につき、省略

(4) 簡易水道施設更新事業

① 事業の概要及び期待される効果

泊村の水道施設は稼働から30年以上経過しており、すべての施設において建屋全体の乾燥と温度変化により発生するひび割れやモルタル剥離が多くみられ、更に、屋上には植物が群生しており、防水層の破断による漏水等が懸念されている。又、泊浄水場では床全面に施された防水塗装が広範囲にわたり塗膜の膨れが大きくなり、防水機能の低下が顕著にみられる。機械設備については、法定耐用年数を超過した設備も多数存在しており、法定耐用年数を超過していない設備についても交換部品の生産終了等により、修理が難しい上、錆や腐食が多く現状のままでは今後の運営に支障をきたし、住民生活に大きな影響を与える恐れがある。

この状況を改善するため、泊・茅沼浄水場及び盃配水池の建屋等の補修を実施することで、災害時や緊急時の故障リスクを抑え、万が一故障が発生しても、修理等の対応が容易となり、早期復旧に資することができ、交換・修理部品等も現状より安価となるため経費の抑止にも繋がる。更に既存設備の更新によって、より衛生的に取水等が行えるようになり、稀に発生していた大雨が原因による水の変色や濁りなども解消され、地域住民の環境衛生の向上に大きく寄与する。又、盃配水池に追塩設備を新設することにより、村内全域で適正値の塩素濃度を保った水の供給を可能とすることで、臭気や味の改善及び健康被害リスクが低減し、水道水の安定供給が図られる。

【成果指標】 法定耐用年数を超えた設備の更新率 100% (平成35年度)

※基準値 0% (平成30年度)

② 事業内容及び年度別実施スケジュール

<事業内容>

【実施主体】

泊村

【事業箇所】

泊村

【事業内容】

[泊^{とまり}浄水場既設更新事業]

・建築補修

鋼材の交換及び防錆加工の実施、ひび割れ・モルタル剥離の発生箇所の補修、内外壁の結露水等の影響による塗装膨れ箇所の撤去・更新、屋上に群生する植物の除去及びかぶせ工法を用いて防水層を補強、床全面に施されている防水塗装膨れ箇所の撤去・更新、その他建具の交換修理 等

・機械設備更新

次^じ垂^あ注入ポンプ、次^じ垂^あ貯留槽、浄水検水ポンプ、洗浄水ポンプ等の補修・更新

・電気設備更新

受変電設備、自家発電設備、動力制御盤、動力制御盤、計測設備等の更新

[茅^{かやぬま}沼浄水場既設更新事業]

・建築補修

鋼材の交換及び防錆加工の実施、ひび割れやモルタル剥離の発生箇所の補修、内

外壁の結露水等の影響による塗装膨れ箇所の撤去・更新、屋上に群生する植物の除去及びかぶせ工法を用いて防水層を補強、その他建具の交換修理 等

- ・機械設備更新

テレスコープ弁、次亜注入ポンプ、次亜貯留槽、浄水検水ポンプの補修・更新

- ・電気設備更新

計測設備及び監視制御設備の更新

[^{さかづき}盃配水池既設更新事業]

- ・建築補修

ひび割れ・モルタル剥離の発生箇所の補修、サッシ等の建具交換修理 等

- ・機械設備更新

流入量調整弁の補修・更新

- ・電気設備更新

受変電設備、計測設備、監視制御設備の更新

[盃配水池追塩設備更新事業]

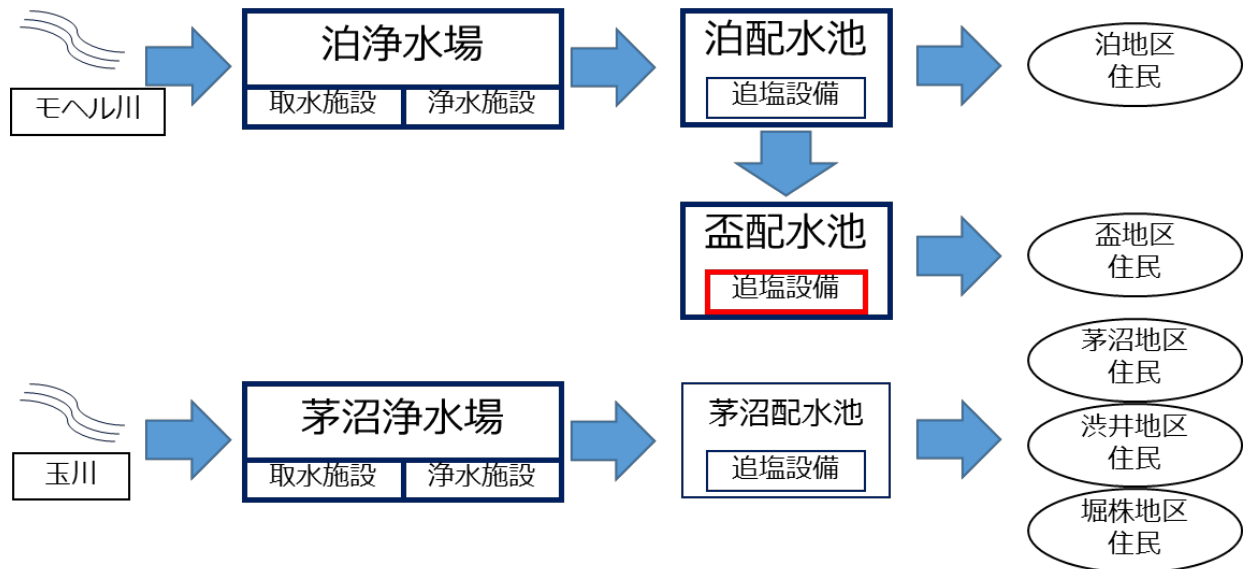
- ・機械設備新設

^{あとじあ}後次亜注入ポンプ、注入管、サンプリングポンプの設置

- ・電気設備新設

受変電設備、動力制御盤、^{じあえん}次亜塩注入制御盤、遠方監視設備機能等の設置

泊村簡易水道施設系統図



取水施設：原水より取水した水を沈殿池に貯め、大きな砂や流入物を取り除き、浄水施設へ送水する。

浄水施設：取水施設から送水された水を、更なるろ過や滅菌処理を施して飲水とする。

配水池：浄水施設の施設内にあり、ここから各家庭へ水が配水される。

追塩設備：水に塩素を加える装置。泊配水池から遠距離の盃配水池まで送水する際、塩素濃度が低下してしまうため、盃配水池に新たに追塩設備を導入する。

<年度別実施スケジュール>

事業名	年度	年度毎の工事スケジュール				
		H31	H32	H33	H34	H35
簡易水道施設更新事業						
水道事業施設設計						
泊浄水場更新						
茅沼浄水場更新						
盃配水池更新						
盃配水池追塩設備新設						

③ 充当しようとする交付金の年度別対象経費及び年度別交付金額

(単位：百万円)

事業名	年度	交付金及び事業費					
		H31	H32	H33	H34	H35	計
簡易水道施設更新事業	事業費	373.3	10.0	129.5	130.4		643.2
	交付金	373.3	10.0	129.5	112.2		625.0
水道事業施設設計	事業費		10.0	10.0	28.0		48.0
	交付金		10.0	10.0	28.0		48.0
泊浄水場更新	事業費	373.3					373.3
	交付金	373.3					373.3
茅沼浄水場更新	事業費			119.5			119.5
	交付金			119.5			119.5
盃配水池更新	事業費				69.7		69.7
	交付金				69.7		69.7
盃配水池追塩設備新設	事業費				32.7		32.7
	交付金				14.5		14.5

※水道事業施設設計～H32：茅沼浄水場分、H33：盃配水池、盃配水池追塩設備分
H34：配水管工事分（当該事業外）

④ 上記交付金以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額

なし

⑤ 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営に係る自治体の負担額

○ 施設等の維持・運営主体及び方法

泊村

○ 自治体の負担

水道施設の維持・運営に係る経費は、その経営に伴う収入及び村の特別会計からの繰出金により負担する。

⑥ 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

泊村の簡易水道施設更新基本計画に基づく事業内容を議会及び住民へ説明し、必要に応じた協力を住民から得る。

⑦ 地方自治体で作成される長期的な地域振興計画との関係

「第4次泊村総合計画」(平成23年度～32年度)

基本計画⑤ 誰もが充実した快適な暮らしのある村づくり

財政状況を考慮した計画的な基盤整備

簡易水道の安定供給

老朽管及び施設の計画的更新による水道水の安定供給を図ります。

としており、整合が図られている。

⑧ 他の類似事業との比較

施設の更新にあたり、簡易水道施設更新基本計画を作成しており、十分な調査・検討が行われている。

また、事業の実施にあたっては、地方自治法、地方自治法施行令及び泊村財務会計規則等に基づき、競争入札等により適正に実施する。

(5) 神恵内保育所等複合施設整備事業

① 事業の概要及び期待される効果

現在の神恵内保育所は、昭和 55 年に建てられ排水管など建物の老朽化が著しく、排水管が詰まるなど保育業務に支障が生じている。また、海拔 6 m で海から 500m の地点に立地しており、神恵内村の津波ハザードマップにおいて津波浸水地区に指定されており津波の被害が懸念される立地である。

また、保育所の他に村内の子育て支援制度としては、乳幼児とその親を対象とした地域子育てセンターと小学生を対象とした放課後児童クラブがあるが、地域子育てセンターは漁村センターの婦人研修室で実施していることから、婦人研修と重なると利用できなくなる状況にある。

そのため、老朽化に伴う保育所を神恵内小学校に近い高台へ移転することに併せて、今まで分散していた地域子育てセンター、放課後児童クラブを一元化し、一か所で総合的な子育て支援サービスを実施することにより、子育ての拠点として、乳幼児から児童までの子どもやその親が成長段階にかかわらず気軽に同じ場所に集まることができ、保育士や放課後指導支援員なども施設の垣根を越えた情報交換などを通して子育てサービスの向上が図られることや津波による被害の心配もなくなり、地域住民の安心・安全に大きく寄与する。

【成果指標】 保育士と放課後指導支援員との情報交換の開催 年 12 回（平成 32 年度）

※基準値 年 0 回（平成 30 年度）

[神恵内村立神恵内保育所]

建築年月日 : 昭和 55 年 12 月 10 日
構造・面積 : 鉄筋コンクリート平屋建 311.87 m²
定員 : 30 名
利用者 : 20 名（5 歳児 3 名、4 歳児 6 名、3 歳児 4 名、2 歳児 2 名、
1 歳児 3 名、0 歳児 2 名）
保育士 : 常勤 4 名、非常勤 1 名

[地域子育て支援センター]（漁村センター 2 階婦人研修室を利用）

建築年月日 : 昭和 56 年 12 月 10 日（漁村センター）
構造・面積 : 鉄筋コンクリート造 2 階建 1,269.74 m²（婦人研修室 62 m²）
定員 : 概ね親子 15 組以内
利用者 : 親子 5 組
保育士 : 1 名

[放課後児童クラブ]（神恵内小学校 2 階空き教室を利用）

建築年月日 : 昭和 48 年 5 月（神恵内小学校）
構造・面積 : 校舎 鉄筋コンクリート造一部木造 2 階建 1,625.32 m²
屋体 鉄骨造 1 階 549.17 m²
（空き教室 64 m²）
定員 : 30 名
利用者 : 12 名（1 年生 3 名、2 年生 1 名、3 年生 2 名、4 年生 3 名、5 年生 3 名）
指導員 : 3 名
補助員 : 2 名

② 事業内容及び年度別実施スケジュール

<事業内容>

【実施主体】

神恵内村

【事業箇所】

神恵内村大字神恵内村地区

【事業内容】

保育所、子育て支援センター、放課後児童クラブを一元化した複合施設
鉄筋コンクリート造2階建 延べ面積 676 m²

[各部屋の面積]

保育所部分	0歳児	4名	3.30 m ² /名	14 m ² 以上	保育室1	30 m ²
	1歳児	5名	1.98 m ² /名	8 m ² 以上	〃	
	2歳児	5名	1.98 m ² /名	8 m ² 以上	保育室2	30 m ²
	3歳児	5名	1.98 m ² /名	8 m ² 以上	保育室3	26 m ²
	4歳児	5名	1.98 m ² /名	8 m ² 以上	保育室4	36 m ²
	5歳児	6名	1.98 m ² /名	10 m ² 以上	〃	
遊戯室		30名	1.98 m ² /名	50 m ² 以上	遊戯室	140 m ²
地域子育て支援センター	親子	15組				39 m ²
放課後児童クラブ		30名	1.65 m ² /名	24 m ² 以上		63 m ²
プレイルーム		30名				52 m ²

[定員、想定利用者数及び職員数]

保育所	: 定員 30名
	想定利用者数 25名、職員数6名
地域子育て支援センター	: 定員 概ね親子15組以内
	想定利用者数 親子5組、職員数1名
放課後児童クラブ	: 定員 30名
	想定利用者数 児童14名、職員数2名

<年度別実施スケジュール>

事業名	年度	年度毎の工事スケジュール				
		H31	H32	H33	H34	H35
神恵内保育所等複合施設整備事業						
神恵内保育所改築工事						

③ 充当しようとする交付金の年度別対象経費及び年度別交付金額

(単位：百万円)

事業名	年度	交付金及び事業費					計
		H31	H32	H33	H34	H35	
神恵内保育所等複合施設整備事業	事業費	328.5					328.5
	交付金	273.9					273.9
神恵内保育所改築工事	事業費	328.5					328.5
	交付金	273.9					273.9

④ 上記交付金以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額
なし

⑤ 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営に係る自治体の負担額

○ 施設等の維持・運営主体及び方法

神恵内村

○ 自治体の負担

施設の維持管理費は、恒常的に必要なものであるため、村で適切かつ効率的に管理・運営を行う。本施設における1年間の維持管理・運営費は約51,000千円と試算される。

⑥ 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

本事業の推進にあたっては、住民が必要に応じて意見を述べる機会をつくるなど、住民ニーズの把握に努めている。

また、子どもたちが体験する茶道や将棋などの講師として住民の協力が得られる。

⑦ 地方自治体で作成される長期的な地域振興計画との関係

「神恵内村総合振興計画」(平成22年度～31年度)

1. 自然に抱かれたぬくもりのある暮らしづくり

4) 地域で見守る社会福祉の充実

子育て支援の充実

○ 子育て施設の管理体制の一体化の推進

これから本村が目指す”子育てしやすい村づくり”のためにも、各種子育て支援策の充実に向けて取り組んでいきます。

として、整合が図られている。

⑧ 他の類似事業との比較

事業の実施については、建築基準法に基づき、神恵内村が通常行う公共施設の建築事業と同様の基準や過去の保育所整備事業事例を参考に実施する。